

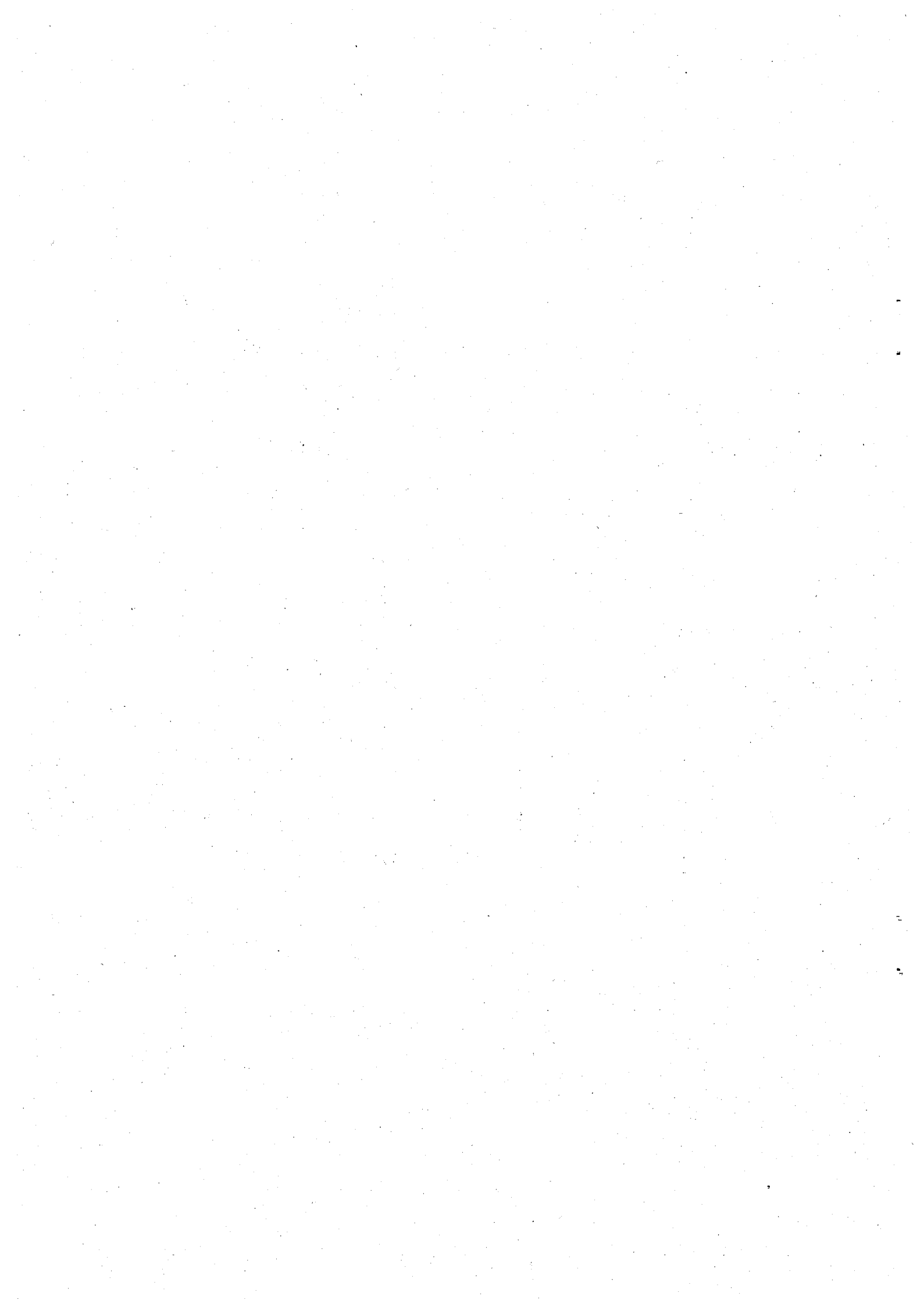
# 第6期射水市障害福祉計画

令和3年度～令和5年度

素案【仮】

令和2年11月

射水市



# 目次

## 第1章 計画策定の趣旨と位置づけ

1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置づけ	4
3 計画の対象者	5
4 計画期間	5
5 第6期障害福祉計画及び第2期障がい児福祉計画における主な変更内容	5

## 第2章 障がい者の現状

1 人口・世帯数・手帳所持者数	7
2 障がい者の現状	8
(1) 身体障がい児・者の状況	8
(2) 知的障がい児・者の状況	11
(3) 精神障がい者の状況	12
(4) 障害支援区分認定者の状況	13
3 障がい者の福祉ニーズの把握	14
(1) 障がい者福祉に関するアンケート調査結果(抜粋)	14
(2) 難病団体及び障害福祉サービス事業者の調査結果	26

## 第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	28
2 福祉サービス等の現況と課題及び目標値の設定	28
(1) 令和5年度末の目標値	28
(2) 現況と課題及び目標値の設定	33

① 訪問系サービス	33
② 日中活動系サービス	34
③ 居住系サービス	38
④ 相談支援(サービス利用計画作成)	39
⑤ 補装具費の支給	40
3 地域生活支援事業の現況と課題及び今後の見込み	41
(1) 必須事業 現況と課題及び目標値の設定	41
① 理解促進研修・啓発事業	41
② 自発的活動支援事業	41
③ 相談支援事業	42
④ 成年後見制度利用支援事業	43
⑤ 成年後見制度法人後見支援事業	43
⑥ 意思疎通支援事業	43
⑦ 日常生活用具給付等事業	44
⑧ 手話奉仕員養成研修事業	45
⑨ 移動支援事業	45
⑩ 地域活動支援センター事業	46
(2) 任意事業	46
① 訪問入浴サービス事業	46
② 生活支援事業	47
③ 日中一時支援事業	47
④ 社会参加促進事業	47

## 第4章 障がい児の計画(第2期障がい児福祉計画)

1 福祉サービス等の現況と課題及び目標値の設定	49
(1) 障がい児通所支援	49
(2) 障がい児相談支援(サービス利用計画作成)	51
(3) 医療的ケア児に対する支援	51

## 第5章 計画の推進

1 計画の進行管理と評価	52
(1) 計画の評価体制	52
(2) 成果目標と活動指標	53

## 参考資料

1 第6期射水市障害福祉計画の策定経過	55
2 射水市障がい者総合支援協議会委員名簿	56
3 射水市障がい者総合支援協議会運営要綱	57

用語説明



## 第6期射水市障害福祉計画

# 第1章 計画策定の趣旨と位置づけ

## 1 計画策定の趣旨

国の障がい者福祉施策では、平成23年に障害者基本法<sup>\*</sup>の改正、平成24年に障害者虐待防止法<sup>\*</sup>、平成25年に障害者総合支援法<sup>\*</sup>、平成28年に障害者差別解消法<sup>\*</sup>、平成30年に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律が施行されました。

富山県においては、平成28年に「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」、平成30年に「手話言語条例」が施行されました。

本市では、障害者基本法<sup>\*</sup>に基づき、障がい者福祉施策を総合的に展開するため、平成19年に「射水市障がい者基本計画」を、平成29年には「第2次射水市障がい者基本計画」（計画期間：平成29～令和5年度）を策定しました。

また、平成18年の障害者自立支援法（平成24年 障害者総合支援法<sup>\*</sup>に改正）施行に基づき、「第1期射水市障害福祉計画」を策定し、平成28年の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律に基づき、「第1期射水市障がい児福祉計画」を策定しました。

この間、少子高齢化・人口減少という社会構造の変化などを踏まえ、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、住民一人ひとりの暮らしや地域をともにつくっていく「地域共生社会の実現」が求められるようになってきました。また、平成27年に国連で採択されたSDGs<sup>\*</sup>（持続可能な開発目標）の実現も、計画を策定する上での重要な視点となっています。本計画では、17の目標のうち「3 すべての人に健康と福祉を」、「8 働きがいも経済成長も」、「10 人や国の不平等をなくそう」といった目標達成のために各種事業を推進し、障がい者福祉の充実を目指します。

最近では、新型コロナウイルス感染症の影響によって、日常生活に必要なサービスの利用や社会参加活動が制限されることによる生活上の支障や経済的な問題も生じています。今後、「ウイズコロナ」に対応した支援方法や、緊急時に的確に対応できる支援体制の構築等を検討していく必要があります。

こうした状況への対応や新たな課題も踏まえた上で、障がい児・者が自立した日常生活や社会生活を営み、必要な障害福祉サービスや相談支援等を地域において計画的に提供するため、今後3年間（令和3～5年度）における障害福祉サービス等の見込量と、その確保のための方策及び相談支



援、地域生活支援事業※の遂行に係る目標等を定めるものとして、「第6期射水市障害福祉計画」及び「第2期障がい児福祉計画」を策定しました。

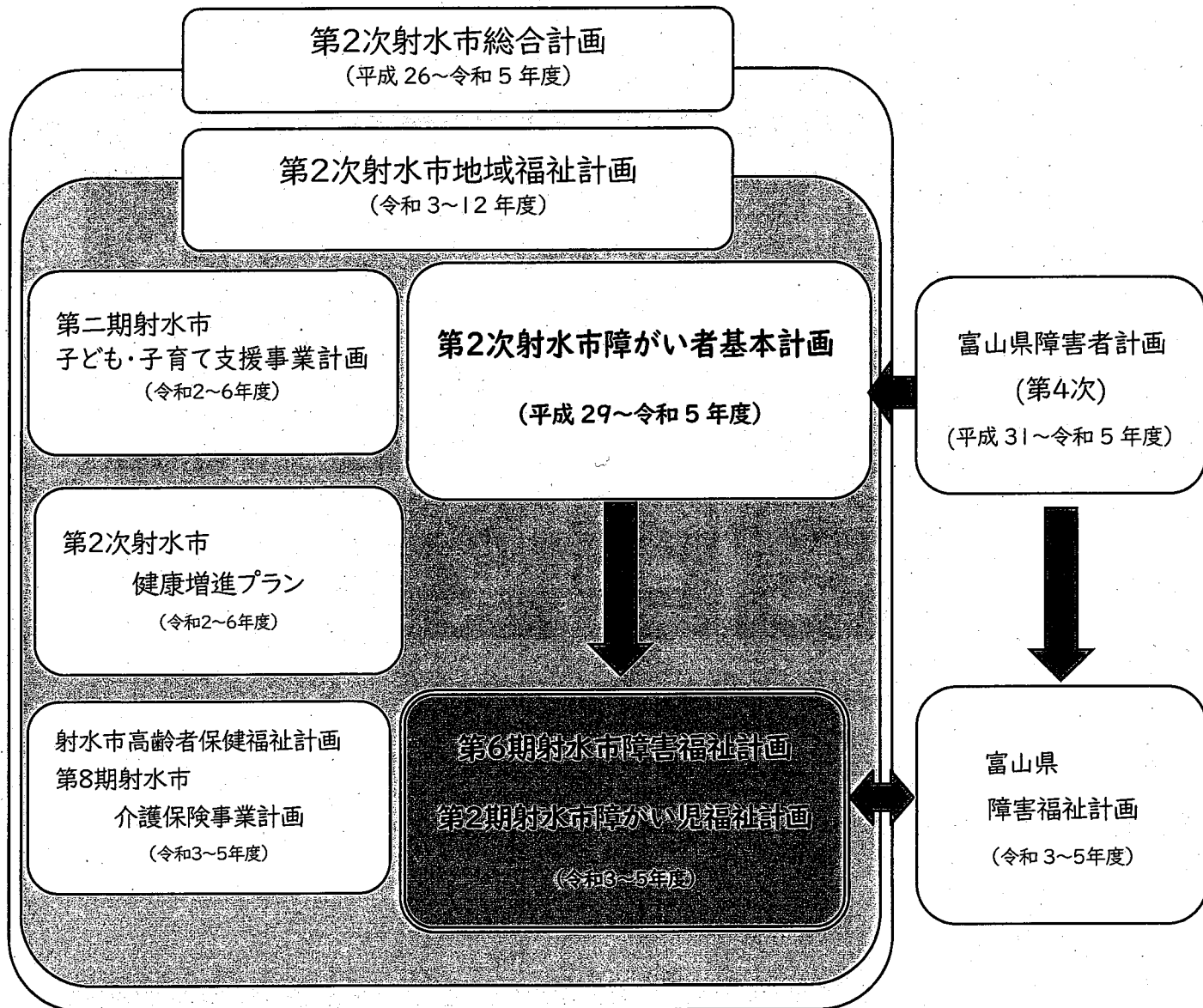
## SDGsの17の目標

# SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



## 2 計画の位置づけ

「射水市障害福祉計画」は障害者総合支援法\*第88条、「射水市障がい児福祉計画」は児童福祉法第33条に基づく「市町村障害福祉計画」として策定するものであり、市が障害者総合支援法\*等に基づく障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業\*のサービスを提供するための考え方、目標及び確保すべきサービス量、サービス量確保の方策を定める計画です。



○障害者総合支援法第88条第1項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

○児童福祉法第33条の20第1項

市町村は、基本指針に即して、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保その他障がい児の通所支援及び障がい児相談支援の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

○障害者総合支援法第88条第6項

市町村障害福祉計画は、児童福祉法第33条の2第1項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。

### 3 計画の対象者

この計画の対象となる「障がい者」

- ① 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障がい者
- ② 知的障害者福祉法にいう知的障がい者のうち、18歳以上であるもの
- ③ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障がい者(発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第2条第2項に規定する発達障がい者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障がい者を除く。)のうち18歳以上であるもの
- ④ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣の定める程度のものであって、18歳以上であるもの

この計画の対象となる「障がい児」

- ① 児童福祉法第4条第2項に規定する障がい児

### 4 計画期間

「第6期障害福祉計画」及び「第2期障がい児福祉計画」では、前期計画の実績を踏まえ、令和3年度から令和5年度までの数値目標を設定するものです。

■計画期間

計画名	平成												令和				
	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4
障がい者基本計画	第1次												第2次				
障害福祉計画	第1期			第2期			第3期			第4期			第5期		第6期		
障がい児福祉計画													第1期		第2期		

### 5 第6期障害福祉計画及び第2期障がい児福祉計画における主な変更内容(国の基本指針)

国は、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画を作成するに当たり、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(令和2年5月19日厚生労働省告示第213号)において、次の項目を示し、目標値等を定めるよう求めています。

#### (1) 施設入所者の地域生活への移行

グループホームなどの障害福祉サービスの機能強化や、地域生活支援拠点等の整備を踏まえ、令和5年度末時点で、令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行すること。

令和5年度末の施設入所者数を、令和元年度末の施設入所者数から1.6%以上削減すること。

## (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

長期入院中の精神障がい者の地域移行を進めるに当たり、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるように、保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じ、重層的な連携による支援体制を構築すること。

・精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とする等

## (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくりの5つの機能を備えた地域生活支援拠点等について、令和5年度末までの間、市町村又は圏域に少なくとも一つ確保するとともに、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討すること。

## (4) 福祉施設から一般就労への移行等

就労移行支援事業等を通じて、令和5年度中の一般就労への移行者数を、令和元年度末の移行実績の1.27倍以上とすること。

就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業の移行者数を、それぞれ令和元年度末における移行者数の1.30倍以上、概ね1.26倍以上及び概ね1.23倍以上を目指すこと。

## (5) 障がい児支援の提供体制の整備等

重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和5年度末までに次の体制を整備する。

- ・児童発達支援センターを市町村又は圏域に1か所以上設置すること。
- ・児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施する等により、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築すること。
- ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を市町村又は圏域に1か所以上確保すること。
- ・医療的ケア児<sup>\*</sup>支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置すること。

## (6) 相談支援体制の充実・強化等

令和5年度末までに、市町村又は圏域において障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を構築すること。

## (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

令和5年度末までに障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施できる体制を構築すること。

# 第2章 障がい者の現状

## 1 人口・世帯数・手帳所持者数

令和2年4月1日における本市の人口は、92,689人となっています。  
 そのうち、障害者手帳の所持者数は、4,783人(重複含む。)で、人口に占める手帳の所持者の割合は、5.2%となっています。  
 人口については、年々減少傾向で推移していますが、障害者手帳所持者数は、平成28年以降ほぼ横ばいとなっています。

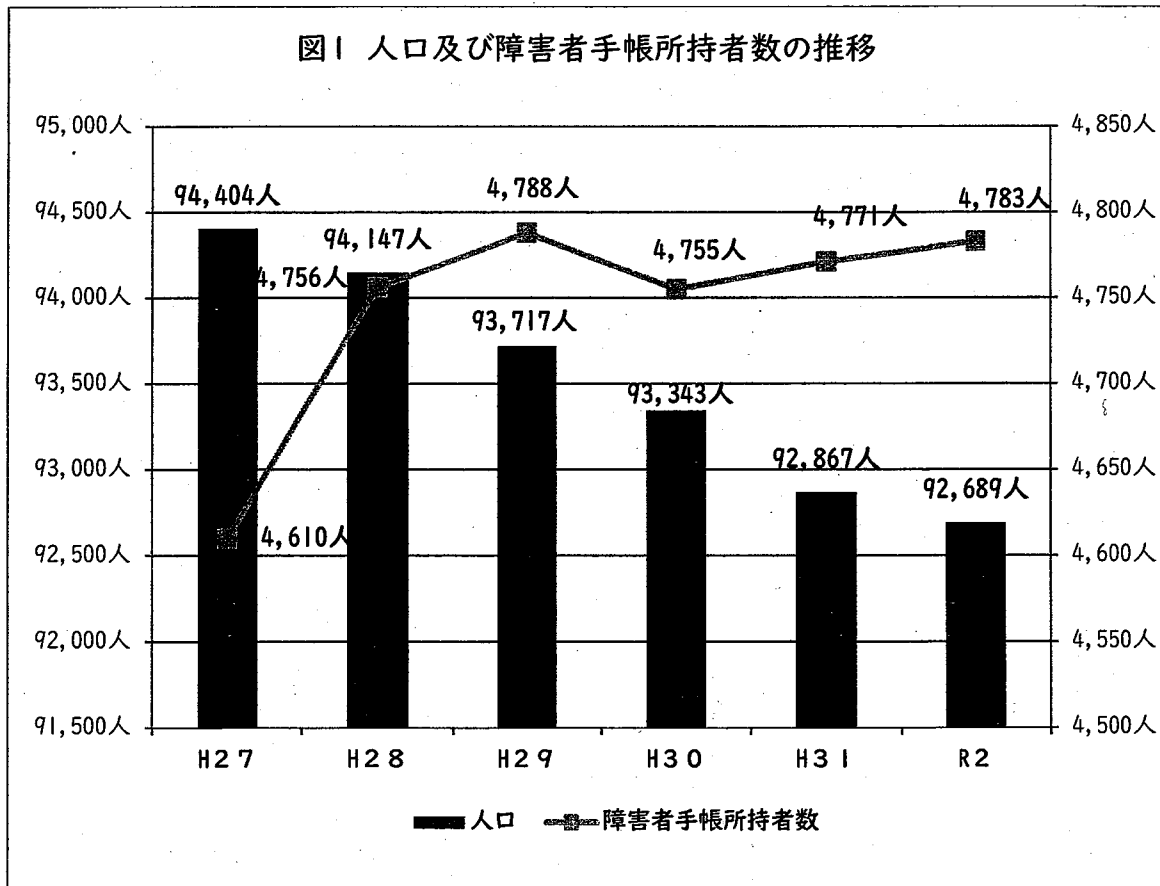
■ 人口・世帯数・障害者手帳所持者数

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
人口(人)	94,404	94,147	93,717	93,343	92,867	92,689
世帯数(戸)	33,764	34,077	34,462	34,768	35,225	35,809
障害者手帳所持者数(人)	4,610	4,756	4,788	4,755	4,771	4,783

射水市住民基本台帳人口による(外国人含む)

各年4月1日現在

\*障害者手帳・・・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳



## 2 障がい者の現状

### (1) 身体障がい児・者の状況

#### ① 等級等

身体障がい児・者の状況を見ると、平成27年の3,722人をピークに減少の状況になっています。

令和2年の重度障がい児・者は、1級と2級合わせて1,424人で、身体障害者手帳※所持者全体の40.8%を占めております。

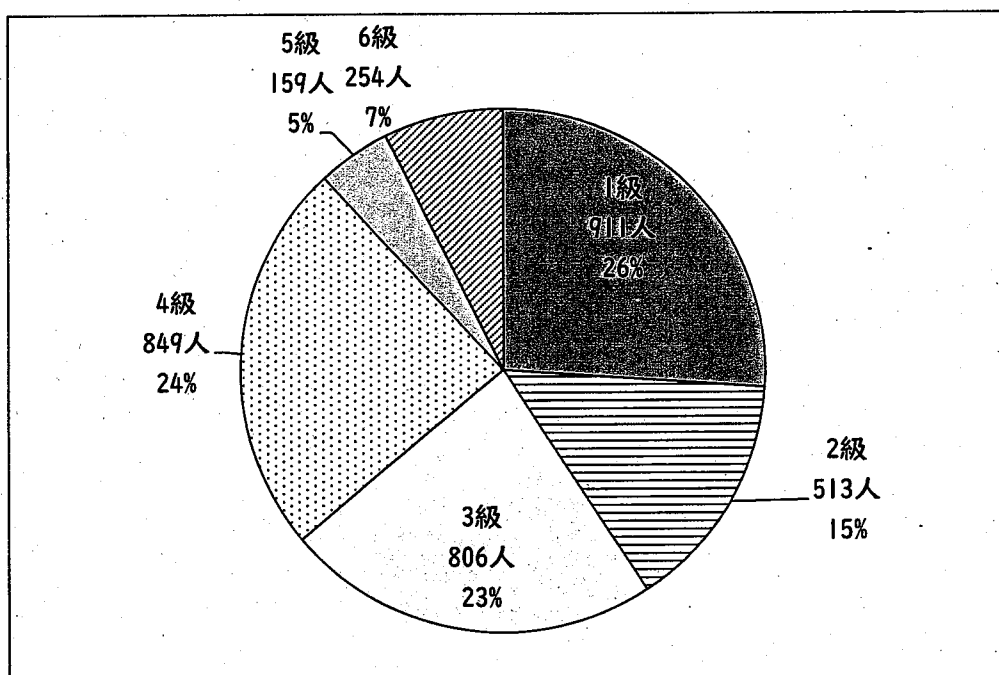
■ 障害の種類別 身体障がい児・者の状況

(単位:人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
1級	1,007	996	976	935	926	911
2級	580	574	558	535	523	513
3級	804	815	819	816	821	806
4級	887	882	893	895	871	849
5級	174	172	173	160	167	159
6級	270	260	264	259	249	254
合計	3,722	3,699	3,683	3,600	3,557	3,492

各年4月1日現在

図2 令和2年身体障害者手帳所持者の等級別人数



## ② 障害の種類別

身体障がい者の数は、平成27年から令和2年を比べると230人少なくなっています。視覚障がい者が22人、肢体不自由が262人少なくなっています。一方、内部障がい者が54人増加しています。障害の種類では、最も多いのは肢体不自由の方で、令和2年では1,654人(47.4%)、次いで多いのは、内部障がい者で1,222人(35.0%)となっています。

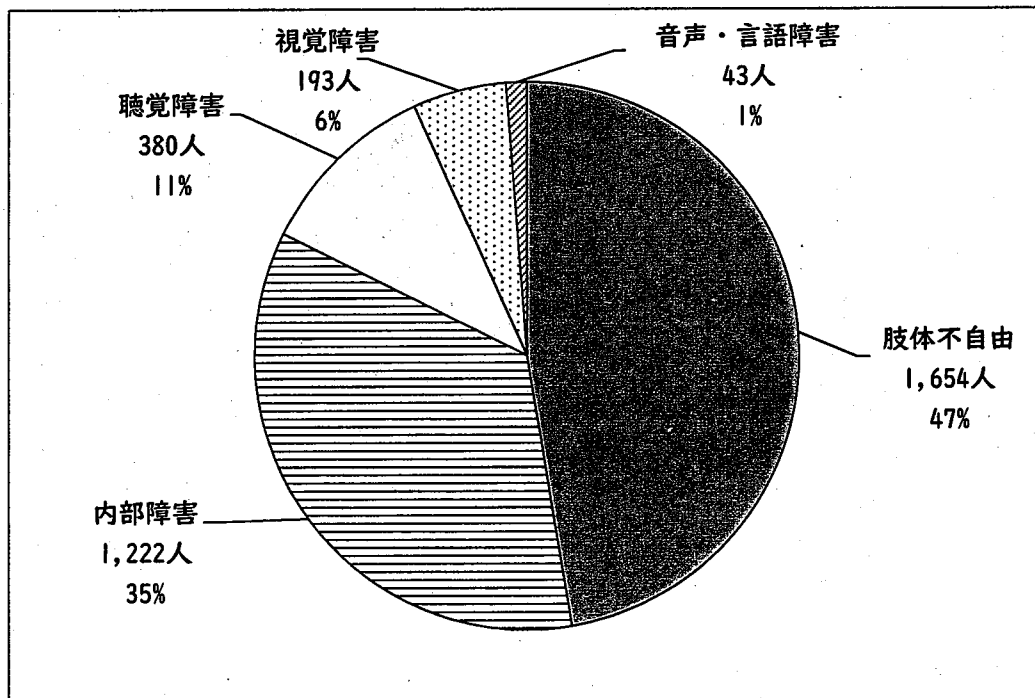
■ 障害の種類別 身体障がい児・者の状況

(単位:人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
視覚障害	215	209	207	192	190	193
聴覚障害	385	378	386	383	377	380
音声・言語障害	38	39	40	44	44	43
肢体不自由	1,916	1,878	1,845	1,774	1,732	1,654
内部障害	1,168	1,195	1,205	1,207	1,214	1,222
合計	3,722	3,699	3,683	3,600	3,557	3,492

各年4月1日現在

図3 令和2年度身体障害者手帳所持者の障害部位別人数



### ③ 年齢区分別

年齢区分別では、令和2年は65歳以上が2,663人(76.3%)、18歳以上65歳未満は769人(22.0%)で、18歳未満は60人(1.7%)となっており、障がい者の高齢化が進んでいます。

■ 障害の種類別 身体障がい児・者の状況 (人)

		1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
18歳未満	平成29年	33	13	9	3	0	3	61
	令和2年	33	13	7	4	0	3	60
18~65歳 未満	平成29年	271	150	157	147	43	48	816
	令和2年	260	136	156	127	41	49	769
65歳以上	平成29年	672	395	653	743	130	213	2,806
	令和2年	618	364	643	718	118	202	2,663
合計	平成29年	976	558	819	893	173	264	3,683
	令和2年	911	513	806	849	159	254	3,492

各年4月1日現在

平成29年から令和2年の推移

図4-1 18~65歳未満の身体障害者手帳所持者数

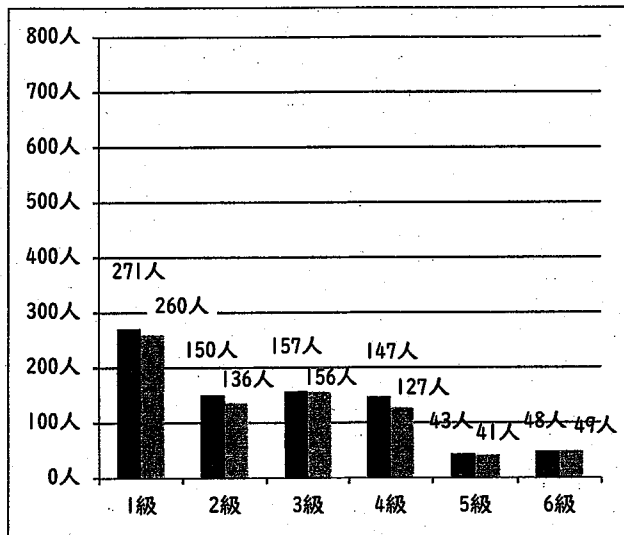


図4-2 65歳以上の身体障害者手帳所持者数

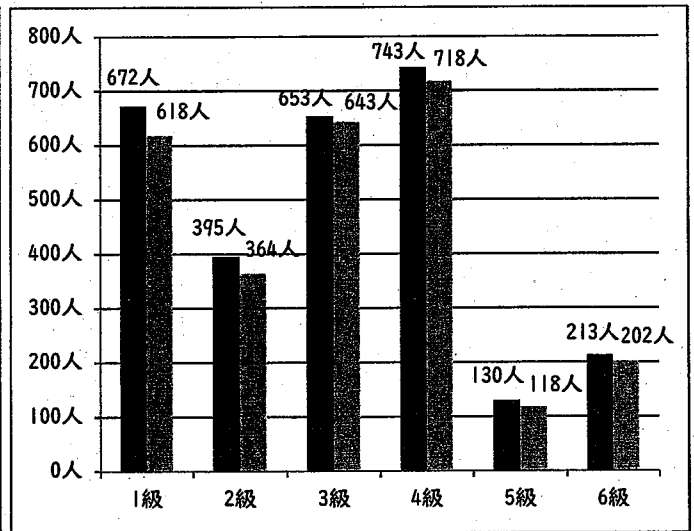
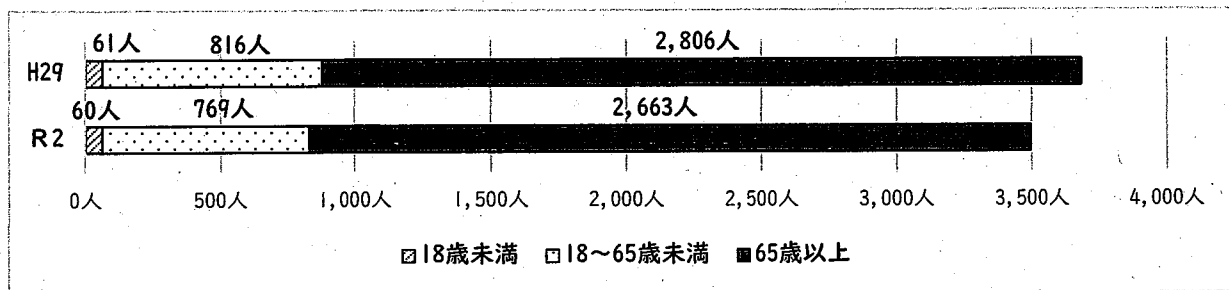


図5 身体障害者手帳所持者の年齢別内訳





## (2) 知的障がい児・者の状況

知的障がい児・者の障害の程度を見ると、令和2年ではA(重度)が263人(37.3%)、B(中・軽度)が442人(62.7%)となっています。療育手帳\*所持者は年々増加しており、平成27年から5年間で191人増加し、療育手帳Aの所持者は1.7倍、療育手帳Bの所持者は1.2倍になっています。

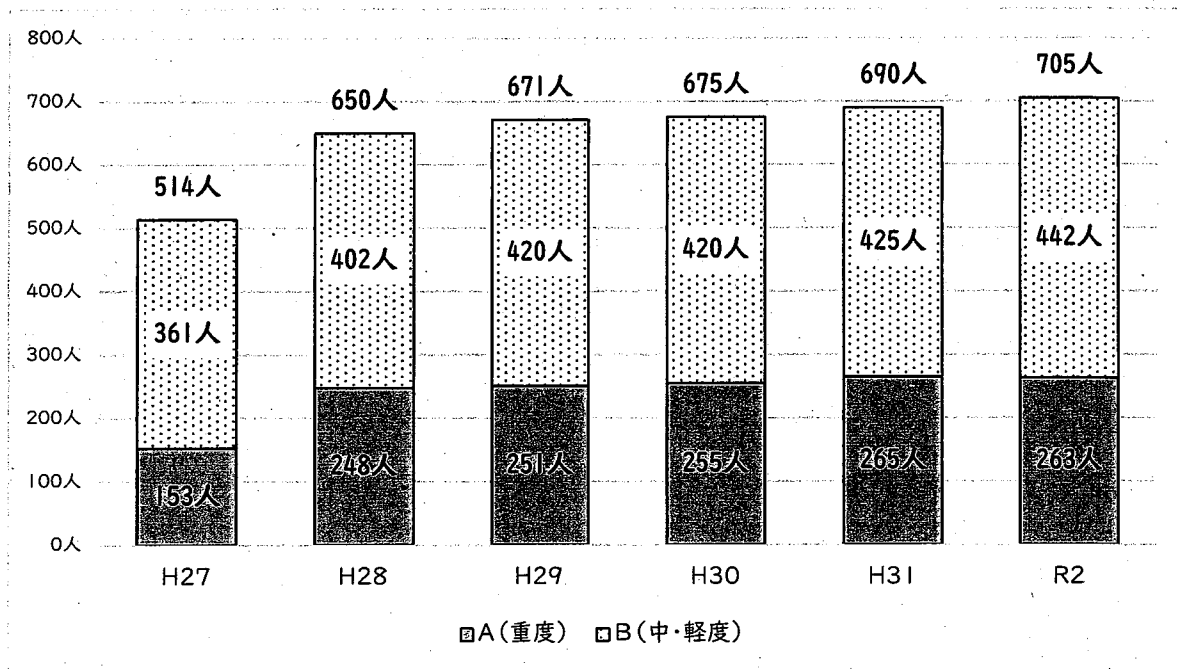
■ 知的障がい児・者の状況

(単位:人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
A(重度)	153	248	251	255	265	263
B(中・軽度)	361	402	420	420	425	442
合計	514	650	671	675	690	705

各年4月1日現在

図6 療育手帳所持者の推移



### (3) 精神障がい者の状況

令和2年では1級が44人(7.5%)、2級が390人(66.6%)、3級が152人(25.9%)となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者は年々増加しており、平成27年から5年間で212人増加し、特に3級の所持者は2.2倍になっています。

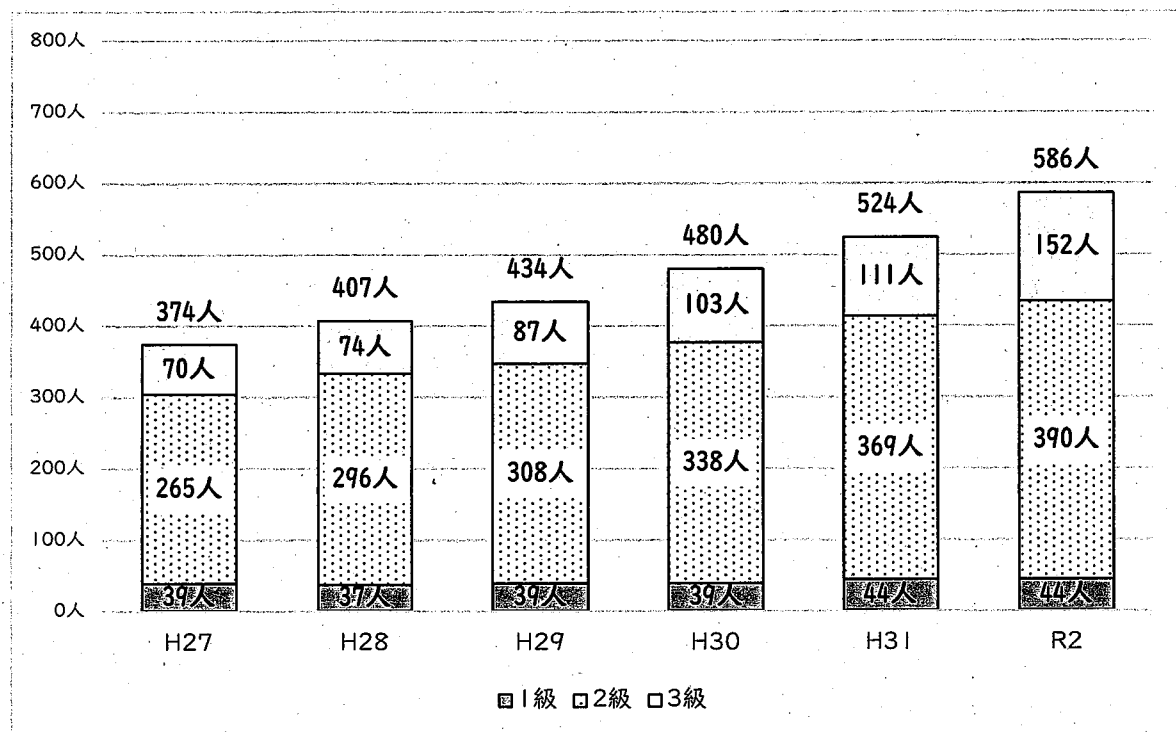
■ 精神障がい者の状況

(単位:人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
1級	39	37	39	39	44	44
2級	265	296	308	338	369	390
3級	70	74	87	103	111	152
合計	374	407	434	480	524	586

各年4月1日現在

図7 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移



## (4) 障害支援区分認定者の状況

障害支援区分<sup>\*</sup>認定者の認定期間は最長36か月です。各年知的障がい者の認定が最も多くなっています。

また、精神障害者保健福祉手帳<sup>\*</sup>の取得者が年々増加していますが、障害支援区分の認定者の増加には影響ありません。その理由として、精神障がい者においては、障害の区分が必要でない就労系サービスの利用者が多いことが要因と考えられます。

障害支援区分認定者数

各年度末現在

		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
身体	平成29年	0	2	3	6	6	12	29
	平成30年	0	1	1	7	4	13	26
	令和元年	0	0	3	5	2	10	20
知的	平成29年	0	0	6	18	19	48	91
	平成30年	0	0	3	10	17	41	71
	令和元年	1	2	3	10	16	33	65
精神	平成29年	0	1	5	3	3	0	12
	平成30年	0	2	5	6	4	1	18
	令和元年	0	1	7	3	4	1	16
身体 知的	平成29年	0	0	0	0	5	21	26
	平成30年	0	0	0	1	1	19	21
	令和元年	0	0	0	0	3	10	13
知的 精神	平成29年	0	0	0	0	0	0	0
	平成30年	0	0	0	0	0	0	0
	令和元年	0	0	0	0	0	0	0
身体 知的 精神	平成29年	0	0	0	0	0	0	0
	平成30年	0	1	0	0	0	0	1
	令和元年	0	0	0	0	0	0	0
難病 <sup>*</sup>	平成29年	0	0	0	0	0	0	0
	平成30年	0	0	0	1	1	0	2
	令和元年	0	0	0	1	0	0	1
合計	平成29年	0	3	14	27	33	81	158
	平成30年	0	4	9	25	27	74	139
	令和元年	1	3	13	19	25	54	115

<sup>\*</sup> 障害支援区分とは、障害福祉サービスの種類や量を決定するための、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる、標準的な支援の度合を総合的に示すもの

### 3 障がい者の福祉ニーズの把握

#### (1) 障がい者福祉に関するアンケート調査結果(抜粋)

##### ①調査目的

障害者手帳所持者の生活状況・意向等を把握し、計画の基礎資料とすることを目的にアンケート調査を実施しました。

##### ②調査方法

実態の把握を的確に行うための項目を工夫し、調査票の配布・回収は、郵送により実施しました。(設問数46問)

##### ③調査期間

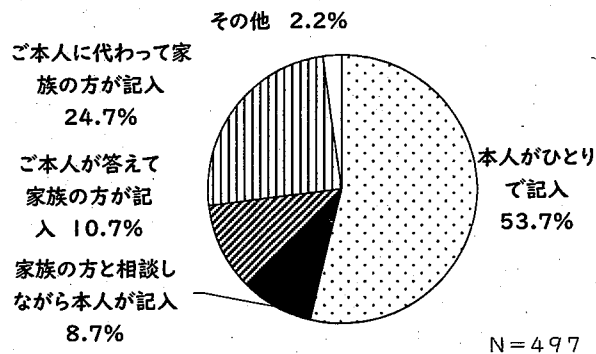
令和2年6~7月

##### ④調査対象者と回収結果

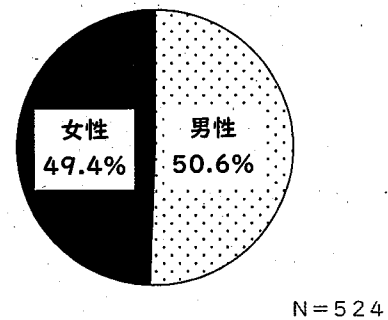
対象	配布数	回答数	回答率
身体障害者手帳※、療育手帳※、精神障害者保健福祉手帳※所持者の約2割 (全数 4,783 名<令和2年4月1日現在>)	1,000 票	536 票	53.6%

##### ⑤アンケート結果 Nは未記入を除く回答者数

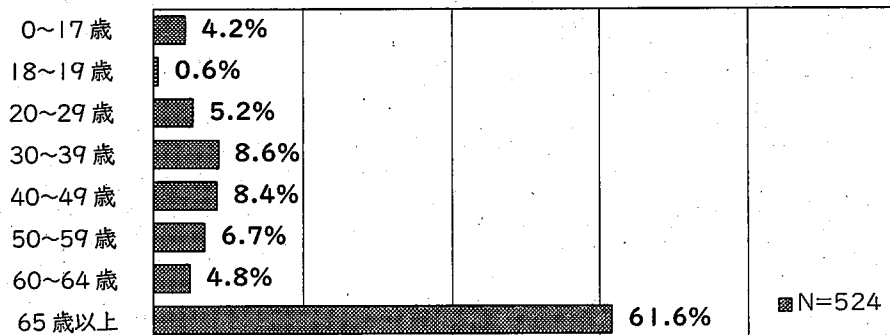
アンケート記入者



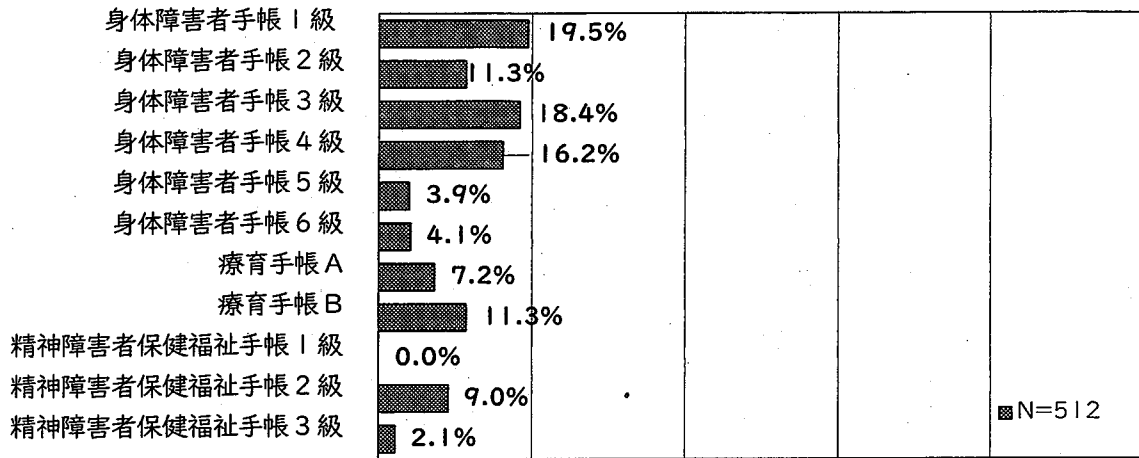
調査対象者の性別



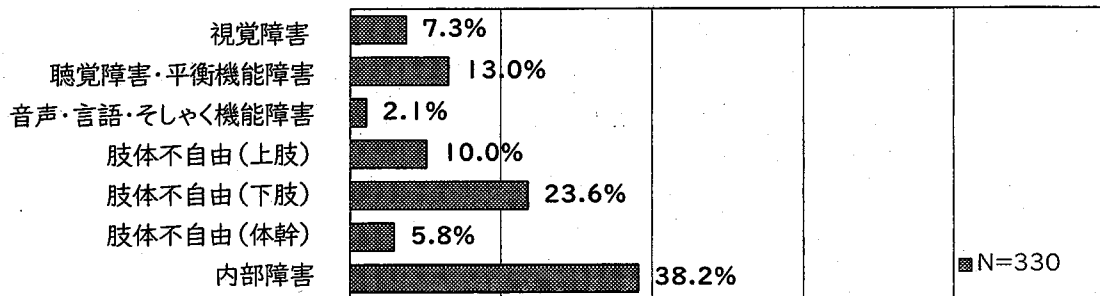
手帳所持者の年齢



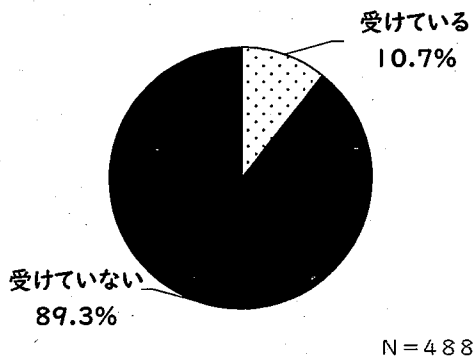
お持ちの障害者手帳はどれですか。



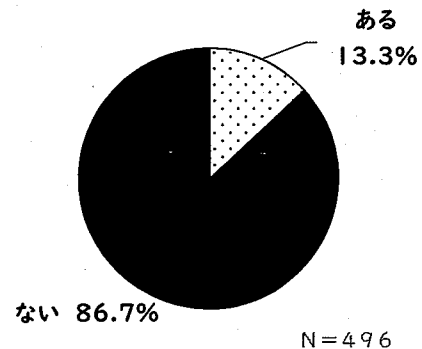
身体障害者手帳の主たる障害をお答えください。



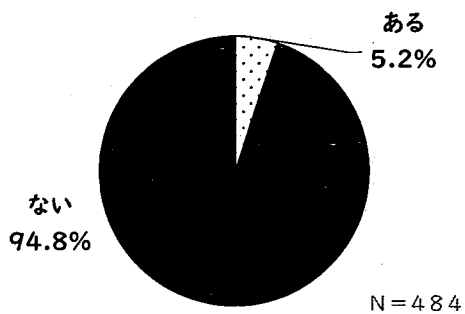
難病(特定疾患)の認定を受けていますか。



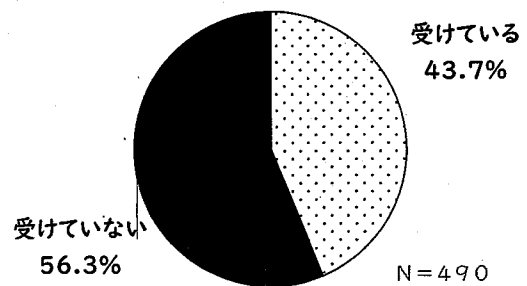
発達障害と診断されたことはありますか。



高次脳機能障害と診断されたことはありますか。

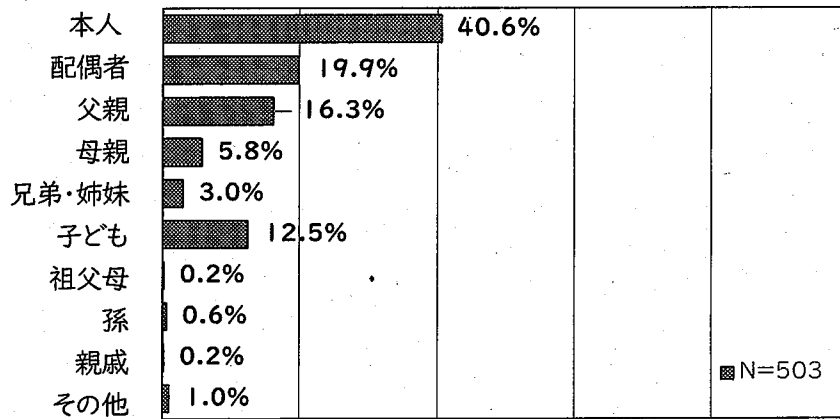


現在、医療(的)ケアを受けていますか。

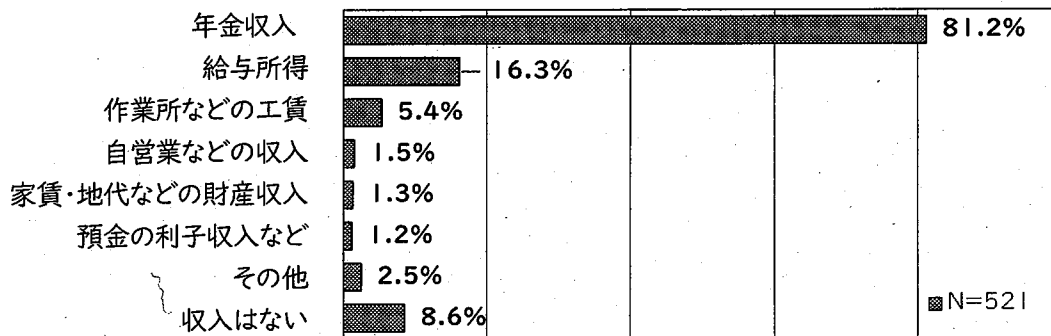


## 日常生活や就労について

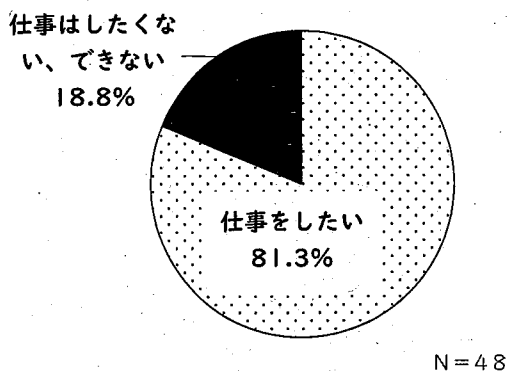
問2 世帯で主に生計を支えている方はどなたですか。



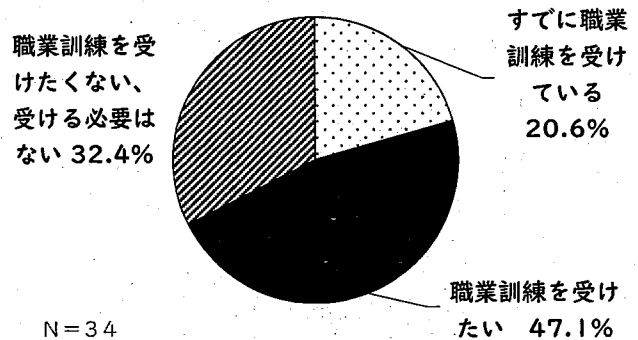
問3 ご自身の収入はどれにあたりますか。(複数回答)



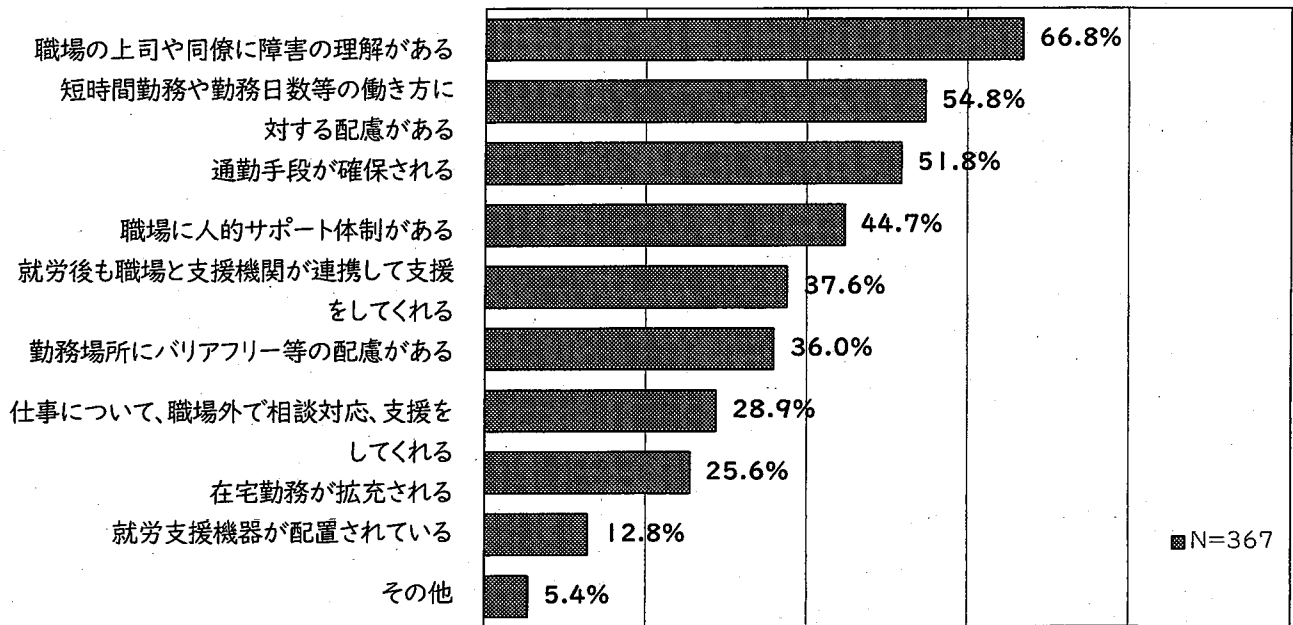
問5 今後、収入を得る仕事をしたいと思いませんか。  
(平日の日中の過ごし方で、「仕事」以外と答えた  
18~64歳の方のみ)



問6 収入を得る仕事を得るために、職業訓練を受けたいと思いませんか。



問7 障がい者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。(複数回答)

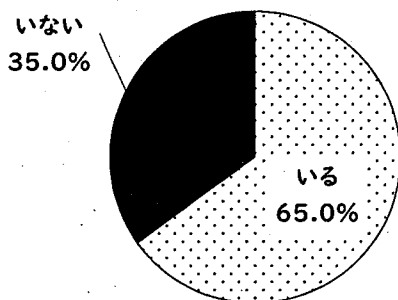


障がい者の就労に必要な条件として、「職場の上司や同僚に障害の理解があること」、「短時間勤務や勤務日数等の働き方に対する配慮があること」、「通勤手段が確保されること」などの回答が多くあり、社会的障壁を除去するための障害特性に関する理解促進や環境の整備が求められています。〔問7〕

就労継続支援A型・B型の事業所は、市内に11か所ありますが、障がい者にとって身近な場所での職業訓練や就労の場の提供、就労定着のための支援が必要と考えられます。計画では、就労移行支援事業所や就労継続支援事業所A型の設置に向けて働きかけ、就労支援の強化を図ります。

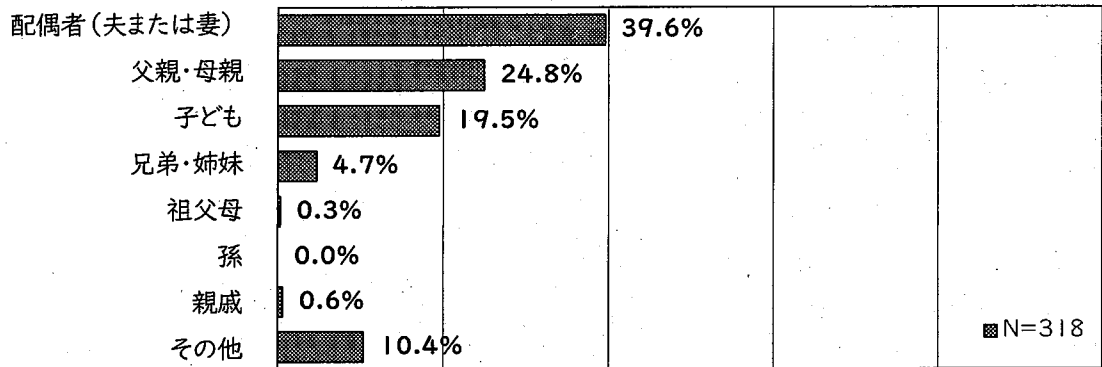
介助の状況について

問8 介助者はいますか。

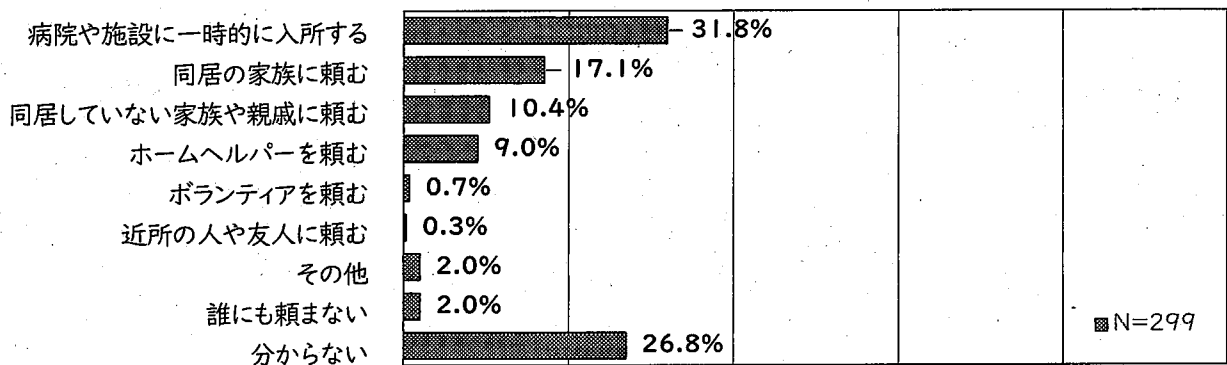


N=503

問9 主な介助者はどなたですか。(問8で、介助者が「いる」と答えた方のみ)



問10 主な介助者が介助できなくなった場合、どのようにしようとお考えですか。



介助者が「いる」と答えた方は、327人で65%を占めています。[問8]

主な介助者は、「配偶者」が39.6%(126人)、「父親・母親」が24.8%(79人)の順に多くっており、合わせて64.4%となっています。

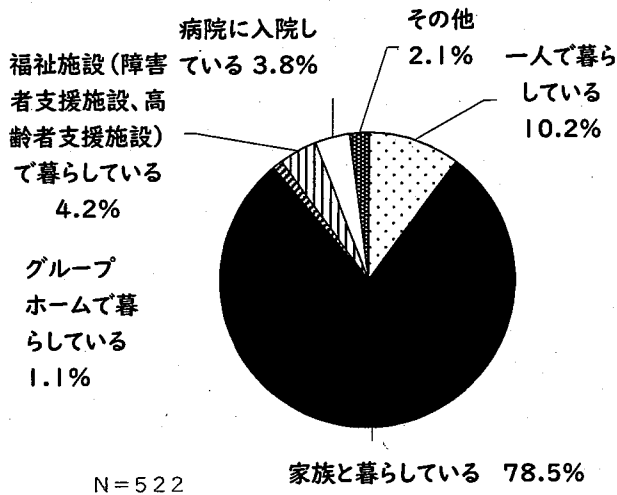
主な介助者が介助できなくなった時の対応は、「病院や施設に一時的に入所する」が31.8%(95人)で最も多く、施設を希望する傾向が見られます。次いで、「分からない」との回答が26.8%(80人)となっており、家族やその他の手段の選択肢より高くなっています。[問10]

介助者の年齢層が高いことや、地域における相談機能の充実が求められていることから、計画では相談支援体制の充実・強化を図ることとしています。



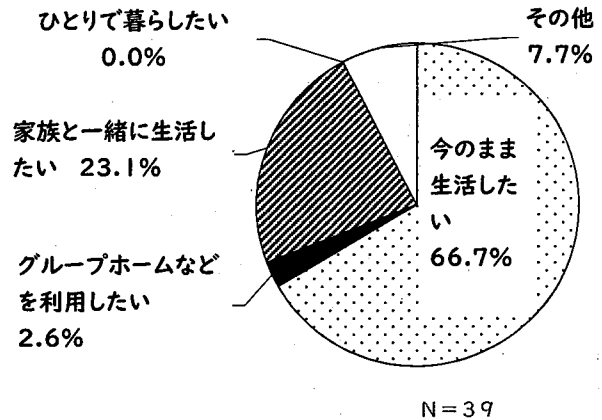
## 住まいや暮らしについて

問14 現在どのように暮らしていますか。



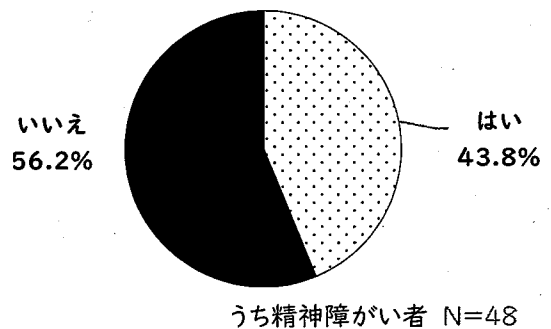
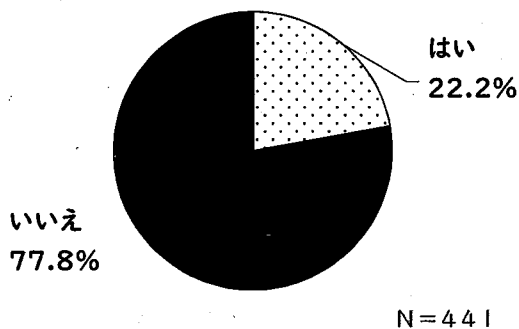
問15 将来、地域で生活したいですか。

(現在「福祉施設」「病院入院」と答えた方のみ)



問16 将来、一人で暮らしたいと思いませんか。

(問14、で現在「一人で暮らしている」、「家族と暮らしている」、「グループホームで暮らしている」と答えた方のみ)



現在の暮らし方については、「家族と暮らしている」との回答が78.5%(410人)で最も多くなっています。

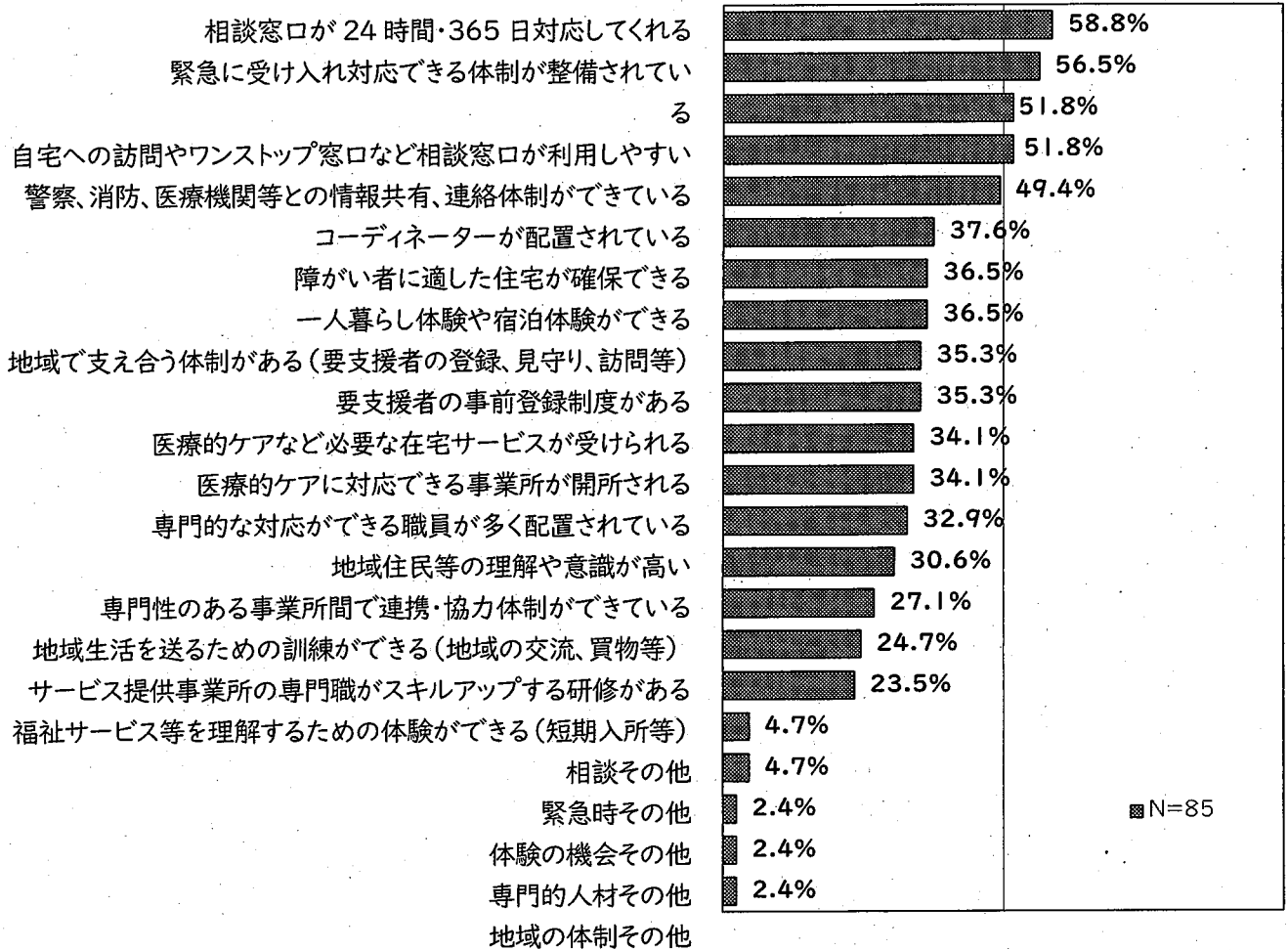
[問14]

現在、「福祉施設に入所」または「病院に入院している」と回答した方の将来での地域での生活意向については、「今のまま生活したい」との回答が66.7%(26人)となっています。[問15]

また、現在「一人で暮らしている」、「家族と暮らしている」、「グループホームで暮らしている」などと答えた方の将来の一人暮らしの意向については、「一人暮らしをしたい」との回答が22.2%(98人)となっています。障害別にみると、精神障がい者の43.8%(21人)が一人暮らしの意向を持っており、他の障がい者に比べ高い値となっています。[問16]

問17 地域で生活し続けるために、必要だと思う機能はどれですか。(複数回答)

(問16で、「一人で暮らしたい」と答えた方のみ)

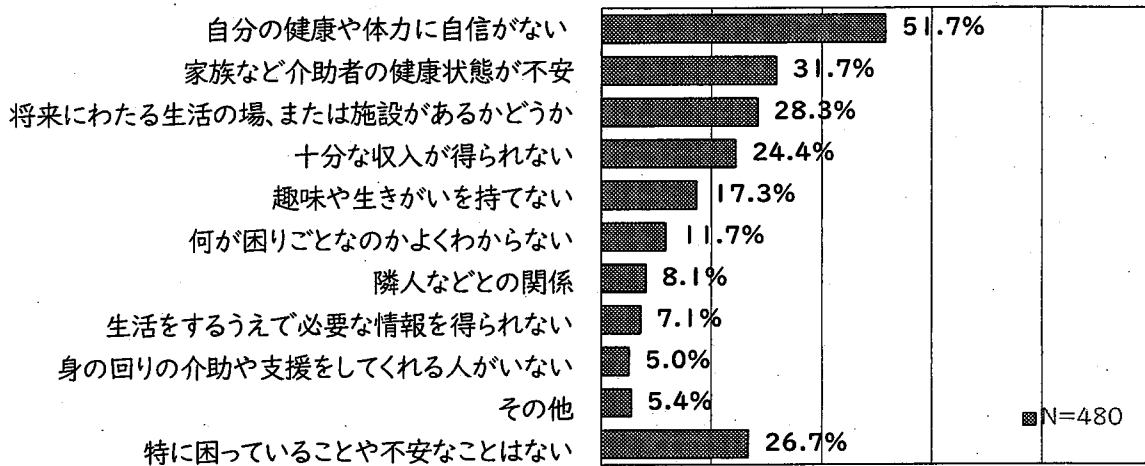


一人暮らしの意向があると回答された方が求める地域に必要な機能については、「24時間・365日いつでも相談対応してくれる」ことや、「緊急時の受け入れ対応ができる体制」が整備されていることが上位となっています。[問17]

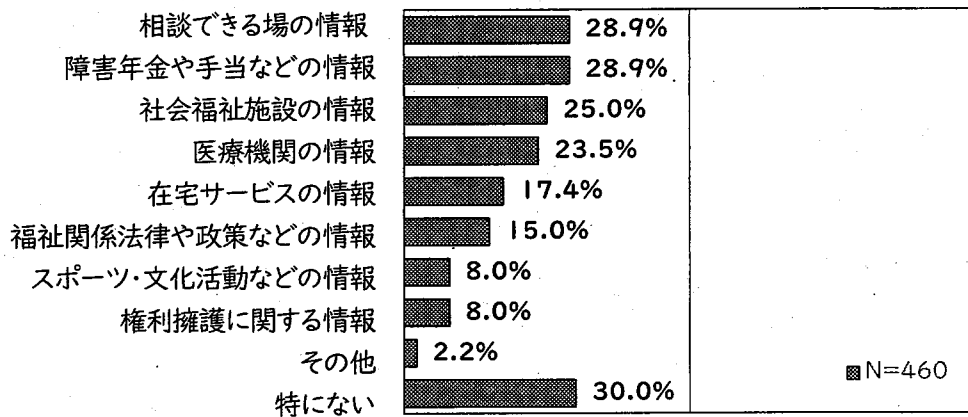
計画では、地域生活支援拠点等を整備するとともに、相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくりの機能を充実することとしています。

## 生活全般について

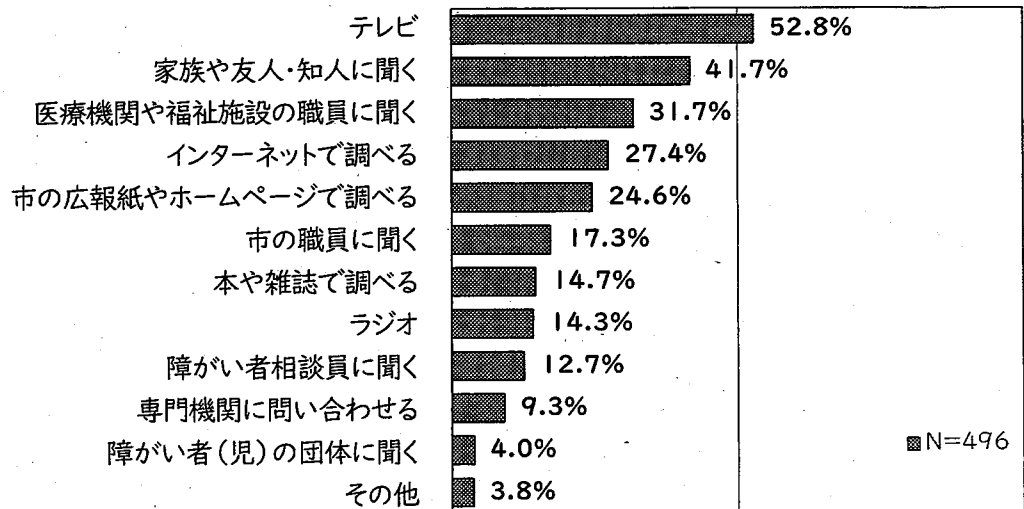
問19 現在の生活で困っていることや不安に思っていることはありますか。(複数回答)



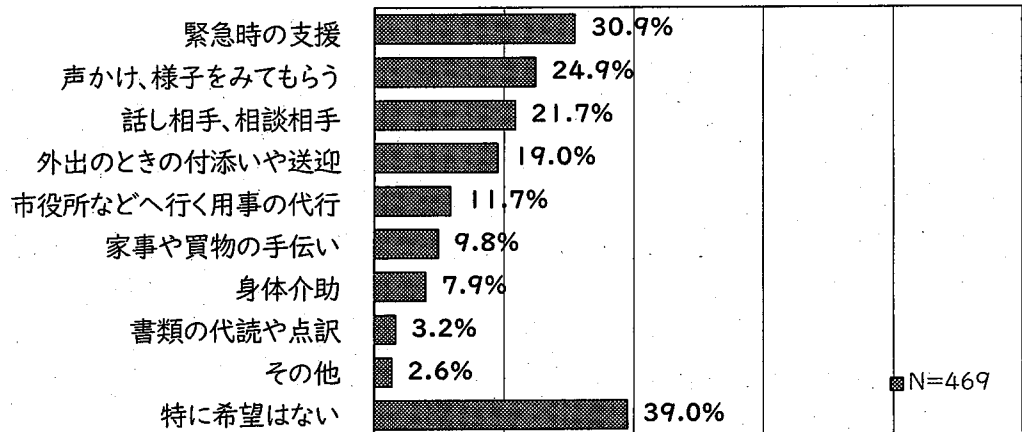
問20 今、必要と感じる情報はどのようなものですか。(複数回答)



問21 知りたい情報を収集する方法はどれですか。(複数回答)

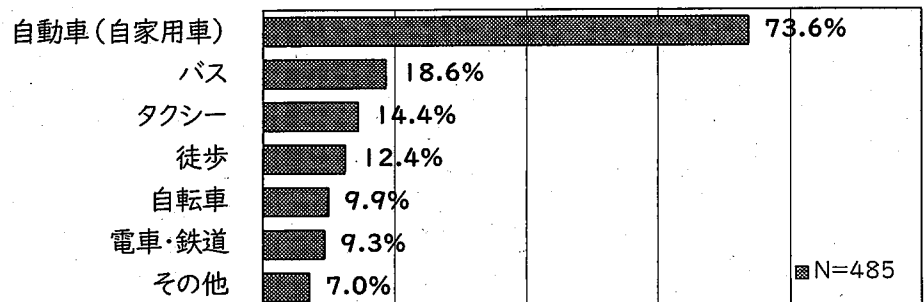


問23 福祉サービスやボランティアに頼みたいことはどれですか。(複数回答)



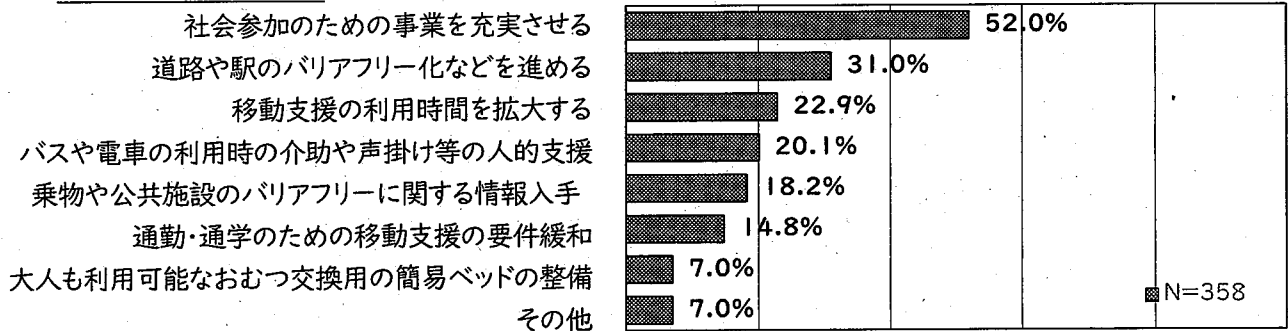
問24 外出する際の交通手段は何ですか。

(複数回答)



問26 外出の際の支援として求められることは

何ですか。(複数回答)



生活の困りごとや不安については、「自分の健康や体力に自信がない」が51.7%(248人)、「家族など介助者の健康状態が不安」が31.7%(152人)、「将来にわたる生活の場(住居)、又は施設があるかどうか」が28.3%(136人)と続いています。[問19]

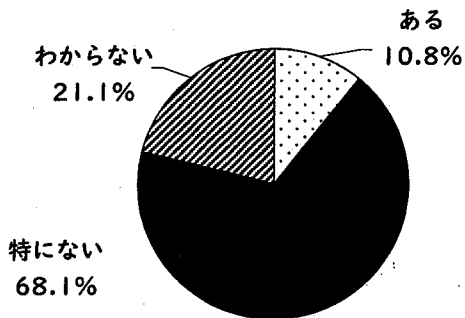
必要と感じる情報については、「特になし」との回答が30.0%(138人)で最も多く、次いで「相談できる場の情報」、「障害年金や手当などの情報」がともに28.9%(133人)となっています。[問20]

福祉サービスやボランティアに対して頼みたいことは、「緊急時の支援」が30.9%(145人)で最も多く、「声かけ・見守り」が24.9%(117人)、「話し相手・相談相手」21.7%(102人)が続いています。[問23]

この結果からも、安心して地域生活を継続するための相談機能の充実や、地域の体制づくりが求められていることがわかります。

## 差 別 解 消 に つ い て

問28 日頃、障害があることで差別を感じることはありますか。



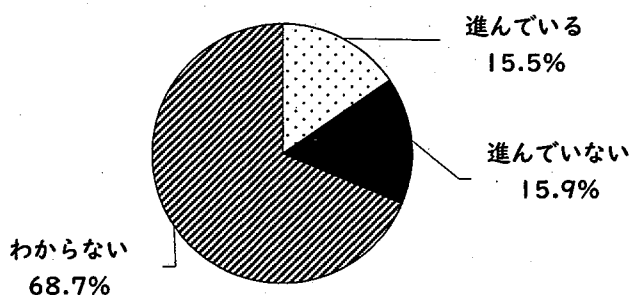
N=473

問29 差別を感じた具体的な内容をお書きください。(問28で差別を感じると答えた方のみ)

(抜粋)

- ・買い物時にジロジロ見られる。近所の住民から冷たい目で見られる。
- ・嫌な顔をされる。差別的発言をされる。馬鹿にされる。
- ・話をしようとしな。目をそらされる。無視される。
- ・陰口をたたかれる。
- ・歩行が困難なのに他人に早く歩くように言われた。
- ・店員に不親切にされた。台車をぶつけられ転倒しても見て見ぬふりをされた。
- ・公共交通機関を利用しにくい。車いすに対して手助けをしようとする乗客がほとんどいない。バリアフリー化が全く進んでいない。
- ・内部障害の場合、身障者スペースに駐車すると文句を言われる。
- ・タクシーで障害割引をお願いしたが、割引されなかった。

問31 平成28年に障害者差別解消法が施行されましたが、以前に比べ、障害に対する理解が進んでいると感じますか。



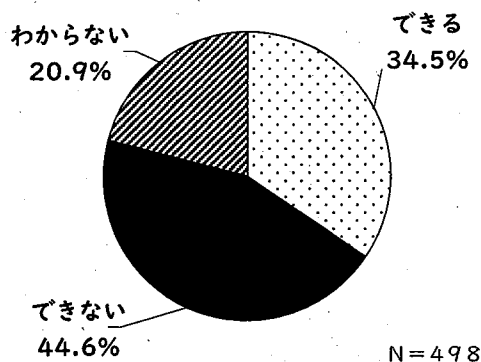
N=466

障がい者の差別経験については、「差別を感じたことが特にない」が68.1%(322人)です。〔問28〕市では、差別や偏見を解消し、虐待防止の取組を一層推進するため、障がい者差別解消支援地域協議会や、障がい者虐待防止ネットワーク会議を設置して、その対応や協議を行っています。

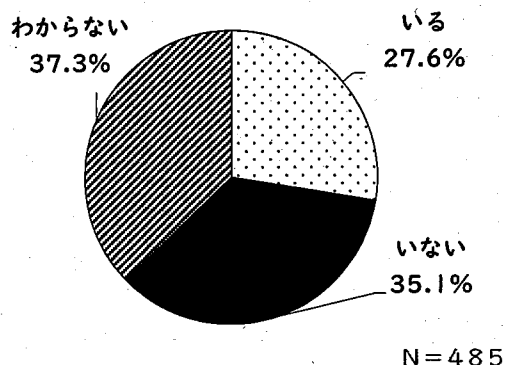
虐待に関する相談は、市窓口や障がい者地域活動支援センターだけではなく、福祉事業所すべてが窓口となるよう拡充を図ることとしています。

## 災害時の避難等について

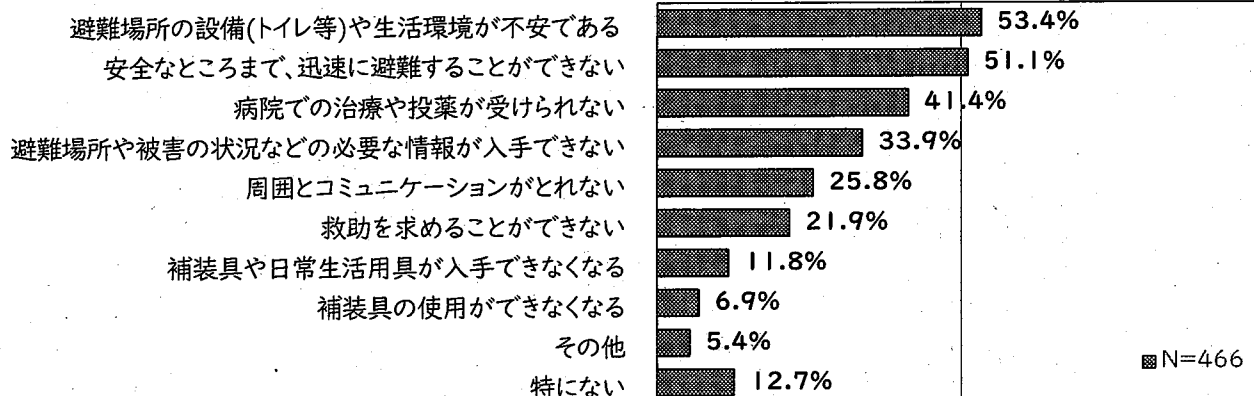
問35 災害時に一人で避難できますか。



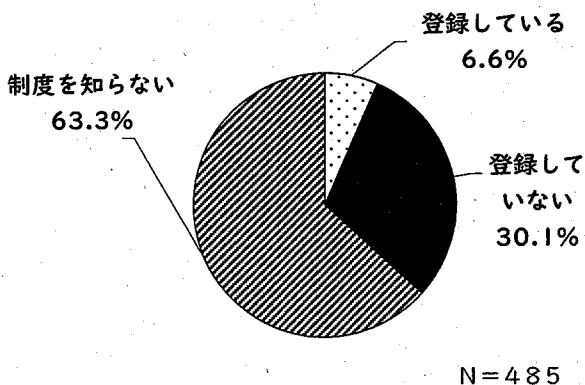
問36 家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所に助けてくれる人はいますか。



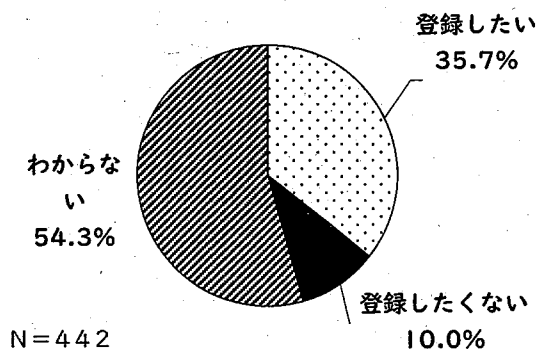
問37 災害時に困ることは何ですか。(複数回答)



問38 射水市避難行動要支援者台帳制度に登録していますか。



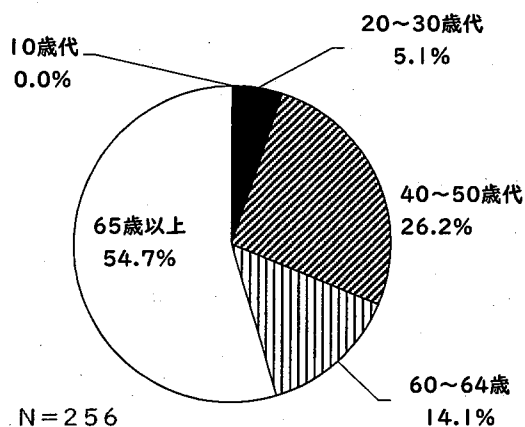
問39 今後、射水市避難行動要支援者台帳制度に登録したいですか。(問38で「登録していない」「制度を知らない」と回答した方のみ)



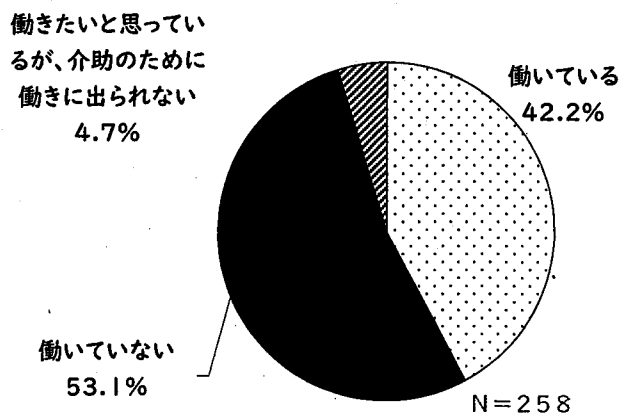
アンケート結果から、災害時の対策を早急に講じる必要があることがわかります。避難行動要支援者支援制度の推進や福祉避難所の拡充に向け、避難支援等関係者と連携した情報の共有や、要支援者一人ひとりについての個別計画の策定、防災訓練への参加呼びかけ等の取組を進めることとしています。

## 介助をしている方について

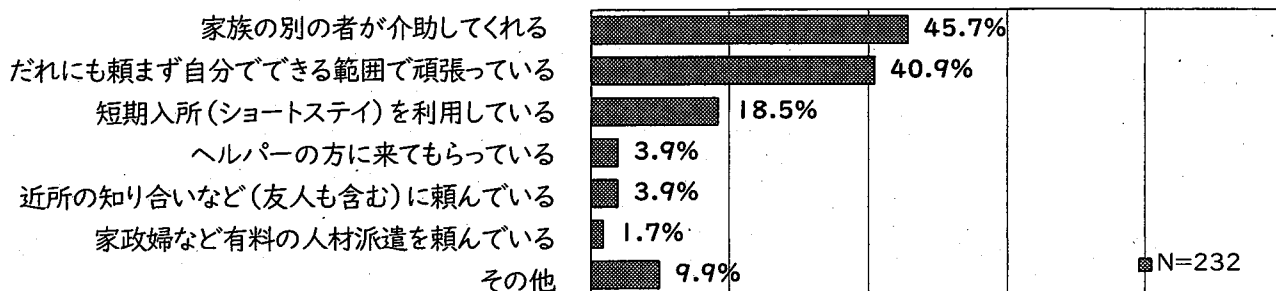
問42 介助をしている方の年齢は。



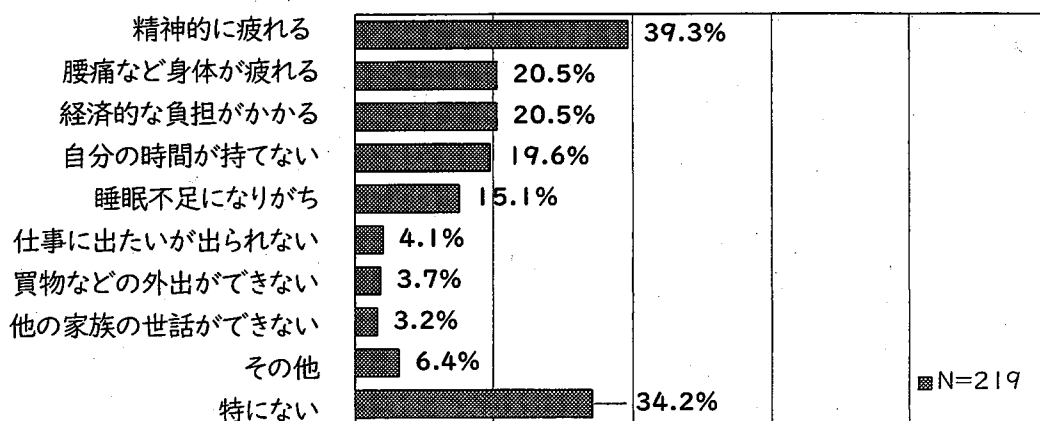
問44 介助者の方は、現在仕事をしていますか。



問45 介助者が、病気や旅行などで一時的に介助できない場合、どのようにされていますか。(複数回答)



問46 介助者の方がお困りのことはありますか。(複数回答)



介助者の年齢別の内訳は、65歳以上が54.7% (140人)と半数以上を占めています。[問42]また、介助者の方の困っていることは、「精神的に疲れる」が39.3% (86人)と最も多くなっています。[問46]計画では、介助者の負担減を図るよう訪問系、日中活動系の福祉サービス利用の目標を高く設定しています。

## (2) 難病団体及び障害福祉サービス事業者の調査結果

### ①調査目的

「第6期射水市障害福祉計画」の策定にあたり、難病\*団体や、障がい者を支援する事業所の率直な意見を伺い、計画策定の基礎資料とすることを目的に調査を実施しました。

### ②調査対象

- ・難病団体: 1 団体
- ・障害福祉サービス事業所等: 16 法人

### ③調査期間

令和2年7～8月

### ④調査のまとめ

サービス利用や安心した生活等
○制度間の調整 ・医療保険と介護保険で制度が分かれているのは理解できるが、診療とリハビリテーションを同日に受けることができないのは少し不便に感じる。
○災害時の避難 ・災害時に避難できるイメージが湧かない。自分一人では、うまく避難できないと思う。よく知った人であれば避難の援助をお願いしやすいが、知らない人には少し頼みづらい面がある。
障がい者福祉施設の現況・課題等
○新型コロナウイルス感染症への対応 ・感染防止対策に、職員の確保や環境整備のための負担が増加している。 ・利用者の密を避けるためのスペースの確保に苦慮している。 ・外出自粛等により活動内容が制限される。 ・施設外就労等実習先の仕事や工賃が減少している。 ・感染に対する利用者の心理的不安へのサポートが必要となっている。 ・利用者減となった場合の経営上の不安がある。
○人材の確保等 ・従業員の高齢化により、重度の利用者への対応が難しくなっている。 ・職員が不足しているため、新規利用希望への対応が困難である。 ・職員の専門性の向上が必要であるが、人材育成を行う余裕がない。 ・丁寧な療育のためには、人の配置(人数)が必要である。
○利用者への対応等 ・利用人数が定員を下回っている。稼働率が低い。 ・新規利用者が安定的に確保できない。 ・利用者の高齢化、重度・重複化により、利用者に対応した設備改修や、車いす、電動ベッド等備品の充実が必要となってきている。



- ・定員の関係で、新規の利用希望や日数増の希望等に十分応えられない。
- ・精神障害や発達障害に対する認知度が高まったことにより、利用者は今後も増えていくと思う。
- ・発達障害など対人に対する理解を苦手とする利用者や、協調が難しい人への対応が課題

#### 質の高いサービスの提供等

##### ○就労支援事業所

- ・一般就労につなげるための訓練、受け入れ先企業の開拓
- ・一般就労に向けたスキルアップのための仕組みづくり
- ・利用する方の障害や疾病に合った支援を行うための企業とのつながりや仕事内容の開拓、訓練内容の充実等
- ・工賃アップへの取組み
- ・利用者が取り組みやすく、収入が見込める作業の獲得

##### ○児童のサービス

- ・学校と事業所とが連携をとれる体制を整備してほしい。学校と事業所とで連続した対応が望ましいため、支援計画についての意見交換の場があればよい。
- ・児童の社会スキルを積み上げる場として他事業所との連携が課題である。
- ・保健センターや、児童発達支援センター等との情報共有、連携強化、施設紹介等の流れがあればよい。
- ・年々、事業所間の連携は取りやすくなってきている。
- ・児童発達支援センターは、市内の人口、発達障がい児の放課後等デイサービスの利用の増加、相談の多さからみて準備の段階と思われる。

#### 地域の課題、体制整備等

##### ○事業所数や内容の拡充

- ・医療的ケア児、重症心身障がい児、強度行動障がい児等、専門性の必要な方の利用希望が多いが、受け入れる事業所が市内に少ない。
- ・土曜、日曜、祝日にサービスを利用できる事業所が市内に少ない。
- ・移動支援や行動援護を行える事業所が市内に少ない。特に、感染対策上、個別の外出や余暇支援の必要性が高まっている。
- ・子育て支援において、ライフステージに対応した切れ目のない支援のためには、拠点となる児童発達支援センターの機能が市内に必要である。

##### ○関係機関等との連携強化

- ・高齢・障がい者の世帯は、支援を受け入れようとする傾向があり、福祉だけでなく医療と連携した面的な支援が必要である。
- ・他事業所、関係機関との連携を図り、ニーズの把握をしたい。
- ・地域との交流、連携を図りたい。
- ・行政からの情報提供、説明の場があればよい(利用者ニーズ、需要と供給の状況等)。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

障害者総合支援法<sup>\*</sup>の基本理念において、障がい児・者の日常生活・社会生活を営むための支援は、「すべての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重され」「相互に人格と個性を尊重しあいながら共生社会を実現する」ことを目的に、総合的・計画的に行われなければならないとされています。

本市では、この基本理念に基づき、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業<sup>\*</sup>等が総合的・計画的に実施できるよう支援体制を構築し、社会参加の機会が確保され、住み慣れた地域で自らが望む生活を継続できるための令和5年度末の数値目標を定めます。

### 2 福祉サービス等の現況と課題及び目標値の設定

本計画においては、基本指針に基づくとともに、平成30年度以降の実績等を考慮し、次のとおり目標値を見直します。第5期にも設定した目標については継続、第6期に新たに設定した目標については新規としています。

#### (1) 令和5年度末の目標値

##### ①福祉施設入所者の地域生活への移行（継続）

令和5年度末時点で、令和元年度末の施設入所数の6%以上が地域生活に移行すること。	令和元年度末実績 (施設入所者数)	107人
	国の指針 (地域移行者数)	7人
	市の目標設定 (地域移行者数)	4人

地域の実情を鑑み、地域移行者は4人を目標値として設定します。

令和5年度末時点で、令和元年度末の施設入所者数から1.6%以上を削減すること。	令和元年度末実績 (施設入所者数)	107人
	国指針 (施設入所者数)	105人
	市の目標設定 (施設入所者数)	105人

##### ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（継続）

令和5年度末までに、保健・医療・福祉関係者による協議の場（障がい者総合支援協議会の専門部会等）を設置し、個別支援や支援体制、市内の地域基盤の整備等について検討する機会を年に2回以上、目標設定及び評価する機会を年に1回以上設けます。また、県が設置する高岡圏域での協議の場を通じて、依存症等多様な精神疾患等への対策について、重層的な連携による支援体制を構築することを目標とします。

協議の場への参加者数は、保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとに1人以上を見込みます。

県が策定する長期入院患者の地域への移行に伴う、地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者）は、27人を見込みます。

### ③地域生活支援拠点等が有する機能の充実（継続）

相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくりの5つの機能を備えた面的な体制（地域生活支援拠点）を整備するとともに、障がい者総合支援協議会において年1回以上運用状況を検証し、拠点の在るべき姿を検討することにより、機能の一層の充実を目指します。

また、障がい者総合支援協議会専門部会（相談支援部会、センター連絡会）を定期的に行き、地域生活を希望する障がい者が地域での暮らしを継続するために必要な機能の強化について、協議を継続します。

### ④福祉施設から一般就労への移行等（継続）

就労移行支援事業等を通じた、一般就労への移行者数目標値は令和元年度実績の1.27倍以上とします。	令和元年度実績	12人
	国指針	16人
	市の目標設定	16人
就労移行支援事業を通じた、一般就労への移行者数目標値は令和元年度実績の1.30倍以上とします。	令和元年度実績	5人
	国指針	7人
	市の目標設定	7人
就労継続支援A型事業を通じた、一般就労への移行者数目標値は令和元年度実績の1.26倍以上とします。	令和元年度実績	3人
	国指針	4人
	市の目標設定	4人
就労継続支援B型事業を通じた、一般就労への移行者数目標値は令和元年度実績の1.23倍以上とします。	令和元年度実績	3人
	国指針	4人
	市の目標設定	4人

市内の就労支援事業所は11事業所です。(就労移行支援:0、就労継続支援A型:2、就労継続支援B型:9)

就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者の7割が就労定着支援事業を利用することを基本とします。

就労の場の創出については、障がい者が地域を支え、活躍する取組として、農福連携(農業と福祉の連携)や商福連携(商業と福祉の連携)の推進が求められています。農業、商業、福祉の関係機関同士の認識、理解を深めるための啓発に取り組みます。

## ⑤障がい児支援の提供体制の整備等(継続)

地域支援体制の構築については、圏域で設置された児童発達支援センターを中核として、保育所等訪問支援の利用促進を目指します。

特別な支援が必要な重症心身障がい児及び医療的ケア児に対する支援については、障がい者総合支援協議会の専門部会等を通じ、保健、医療、障害福祉、保育、教育等関係機関の連携を図るとともに、障がい児やその家族のニーズの把握や支援の在り方を検討し、適切な支援を受けられる体制の整備を目指します。

事業所に養成研修の受講等を働きかけ、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置数の拡充、強度行動障害や発達障害を有する障がい児に対する支援体制の充実を目指します。また、医療的ケア児等を受け入れられる児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を令和5年度末までに市内又は圏域内で1か所以上確保するように努めます。

項目	目標値
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所	1か所以上
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所	1か所以上
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	8人

## ⑥相談支援体制の充実・強化等(新規)

障がい者総合支援協議会において年1回以上、相談支援体制の検証・評価を行います。

また、相談支援機能強化事業において、地域の相談機関との連携を図りながら、次のとおり障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施、地域の相談支援体制の強化を目指します。

- ・地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言
- ・地域の相談支援事業者の人材育成の支援
- ・地域の相談機関との連携強化の取組の実施

発達障がい児及び発達障害が疑われる幼児に対して、身近な保健センターの母子保健総合相談室で実施している保護者に対するペアレントトレーニングや保護者同士等の集まる場の提供等を継続し、保護者支援と幼児・児童への療育支援を受けられる体制を確保します。

また、保護者支援講座を年間にわたり企画し、発達障害の特性と理解を踏まえたライフステージに繋がる支援の場を設けます。

## ⑦障害福祉サービス等の質の向上に向けた取組（新規）

利用者が真に必要な障害福祉サービス等を提供していくため、障害福祉サービス等の利用状況の把握、検証等を行い、令和5年度末までに障害福祉サービス等の質を向上させるための体制の構築を目指します。

項目	目標値
障害福祉サービス等に係る研修への参加	1人1回以上
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果の分析内容を事業所等と共有する回数	年1回以上

## ⑧ひきこもり施策の推進（継続）

ひきこもりの状態にある方や家族が安心して地域で暮らし続けることができるよう、相談窓口や支援場所の周知を図り、適切な支援につなげるとともに、ひきこもり支援に携わる人材の養成に努めます。

ひきこもり支援推進協議会において、ひきこもりに関する理解や支援を推進する施策等を検討、関係機関と連携して事業を実施し、地域の支援体制の確立を目指します。

## ⑨差別の解消の推進及び障がい者虐待の防止（継続）

障害特性や合理的配慮についての理解を深めるため、広報等による情報提供のほか、福祉教育の推進、交流・ふれあい活動の支援等を通じ、啓発活動に努めます。

また、虐待防止に対する高い意識を持ち、障がい者等に対する虐待の未然の防止、虐待の早期発見、虐待が発生した場合の障がい者の保護及び自立の支援等を実施するため、障がい者虐待防止センターに専門職を配置し、迅速かつ適切な対応、再発の防止等に努めます。

障がい者差別解消支援地域協議会及び障がい者虐待防止ネットワーク会議において、相談事例の情報共有や協議を通じ、差別の解消、虐待の防止のための取組を実施します。

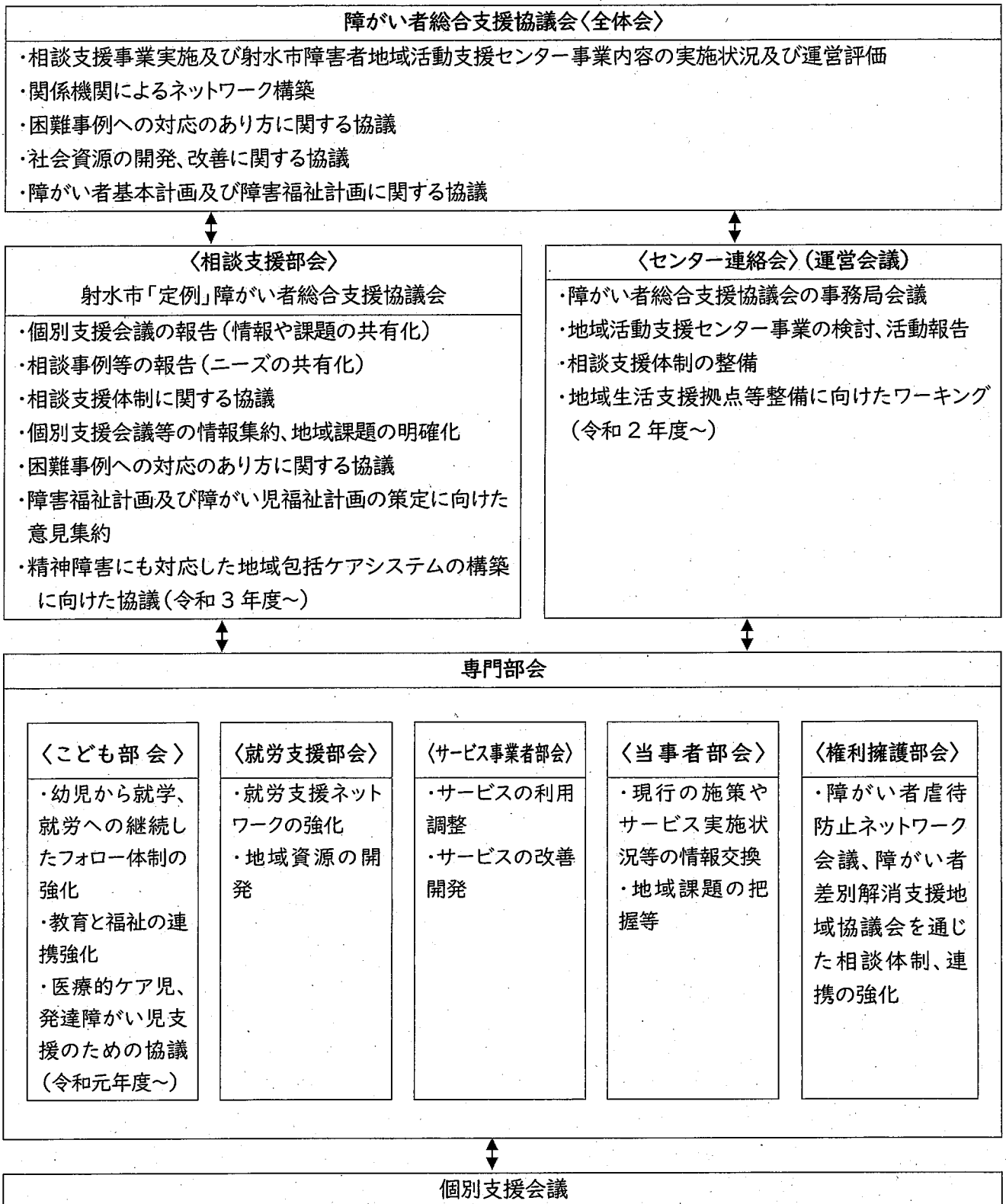
## ⑩新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対応（新規）

感染症拡大防止のため各事業所へ情報提供を行います。また、感染症拡大防止対策について国、県、各事業所と連携して取り組み、必要な障害福祉サービス等が継続的に提供できる体制の構築に努めます。

## ⑪障がい者総合支援協議会の機能強化（新規）

射水市障がい者総合支援協議会運営要綱に規定した協議会及び専門部会を積極的に開催し、協議会の活性化を図ります。

専門部会においては、障害福祉サービスの提供について情報共有や研修を実施するとともに、障害のある人が地域で生活するために必要な地域づくりに向けた分野ごとの課題、支援体制の構築について協議を行います。



## (2) 現況と課題及び目標値の設定

自立支援給付により実施される障害福祉サービス等の各年度における1か月当たりの見込量を設定します。平成30年度及び令和元年度は3月利用分実績値、令和2年度は実績見込を記載しています。

### ① 訪問系サービス

#### 【居宅介護】

自宅において、ヘルパーによる入浴、排せつ、食事等の身体介護や、調理、掃除等家事援助を行うもの

区分	第5期計画						第6期計画見込量		
	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和	令和	令和
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込	3年度	4年度	5年度
利用者数(人/月)	40	30	42	31	44	31	36	38	40
総利用時間数(時間/月)	400	235	420	303	440	341	360	380	400

#### 【重度訪問介護】

重度障がい者で常時介護が必要な方に、介護、家事援助、移動支援等総合的な支援を行うもの

区分	第5期計画						第6期計画見込量		
	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和	令和	令和
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込	3年度	4年度	5年度
利用者数(人/月)	1	0	1	0	1	0	1	1	1
総利用時間数(時間/月)	92	0	92	0	92	0	240	240	240

#### 【同行援護】

視覚障害のある方に、外出時の移動に必要な視覚情報の提供や移動の支援等を行うもの

区分	第5期計画						第6期計画見込量		
	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和	令和	令和
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込	3年度	4年度	5年度
利用者数(人/月)	13	14	14	12	15	13	15	16	17
総利用時間数(時間/月)	234	311	252	169	270	195	300	320	340

#### 【行動援護】

知的障がい者や精神障がい者に、外出時の危険回避の援護や排せつ、食事等介護を行うもの

区分	第5期計画						第6期計画見込量		
	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和	令和	令和
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込	3年度	4年度	5年度
利用者数(人/月)	3	2	4	2	5	5	4	5	6
総利用時間数(時間/月)	12	9	16	38	20	47	40	50	60

【重度障害者等包括支援】

重度障がい者で、意思疎通困難な方等に、居宅サービス、日中活動等総合的な支援を行うもの

区分	第5期計画						第6期計画見込量		
	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和	令和	令和
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込	3年度	4年度	5年度
利用者数(人/月)	1	0	1	0	1	0	0	0	1

○第5期計画の実績

居宅介護は、利用者数、利用時間数とも計画を下回って推移しています。重度訪問介護は利用実績がありません。行動援護及び同行援護の利用者数は概ね横ばいで推移しています。重度障害者包括支援は、県の指定事業者、利用者数ともに実績がありません。

○見込量の考え方

介護する家族の高齢化や、家族機能の脆弱化、障がい者の地域移行の推進等から、居宅介護は利用者増を見込みます。同行援護及び行動援護では、社会参加活動の推進による利用者増を見込みます。

利用時間数は、これまでの実績から、居宅介護及び行動援護は1人当たり月10時間、同行援護は月20時間で推計します。

○見込量確保の方策

介護保険\*の訪問介護事業所が障害福祉サービスの居宅介護の指定を受けることがほとんどです。障がい者やその家族が安心して地域生活を継続するため、障害特性を理解し、引き続き指定を受けるよう働きかけます。また、同行援護や行動援護の指定についても働きかけていきます。

②日中活動系サービス

【生活介護】

常時介護が必要な方に、日中、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供するもの

区分	第5期計画						第6期計画見込量		
	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和	令和	令和
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込	3年度	4年度	5年度
利用者数(人/月)	272	256	280	253	288	258	260	265	270
総利用日数(日/月)	5,440	4,980	5,600	5,093	5,760	5,278	5,200	5,300	5,400

○第5期計画の実績

生活介護は、利用者数、利用日数とも計画を下回って推移しています。

○見込量の考え方

特別支援学校高等部卒業予定の利用者の増加を見込みます。利用日数は、これまでの実績から、1人当たり月20日で推計します。

○見込量確保の方策

日中活動の場として必要量を確保し、適切なサービスの利用につなげます。富山型デイサービス事業所や近隣市町村の事業所とも連携を図り、受け入れ先の確保に努めます。



【自立訓練(機能訓練)】

身体障がい者が自立した日常生活や社会生活が送れるよう、一定期間、身体機能や生産能力の向上に必要な訓練を行うもの

区分	第5期計画						第6期計画見込量		
	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
利用者数(人/月)	1	2	1	2	1	2	3	4	5
総利用日数(日/月)	18	38	18	33	18	44	54	72	90

○第5期計画の実績

自立訓練(機能訓練)は、利用者数、利用時間数とも横ばいで推移しています。

○見込量の考え方

障害支援区分※が2以下の身体障がい者が対象で、標準利用期間が18か月ですが、施設から地域生活への移行の推進に伴い微増を見込みます。

○見込量確保の方策

引き続き事業所の拡充に努めます。

【自立訓練(生活訓練)】

知的障がい者や精神障がい者が自立した日常生活や社会生活を送れるよう、一定期間生活能力向上に必要な訓練を行うもの

区分	第5期計画						第6期計画見込量		
	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
利用者数(人/月)	5	2	6	0	7	1	3	4	5
総利用日数(日/月)	75	22	90	0	105	15	45	60	75

○第5期計画の実績

自立訓練(生活訓練)は、利用者数、利用日数とも計画を下回って推移しています。

○見込量の考え方

現在、精神障がい者の利用者が多く、長期入院患者の地域移行の推進に伴い微増を見込みます。

○見込量確保の方策

地域での自立した生活を目指し、障がい者の状態や希望に合わせて利用できるように、事業所との調整を図ります。

【就労移行支援】

一般企業等への就職を希望する方に、一定期間、就労に必要な訓練や就労定着のための訓練などを行うもの

区分	第5期計画						第6期計画見込量		
	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
利用者数(人/月)	21	18	24	3	27	9	15	16	17
総利用日数(日/月)	420	307	480	61	540	174	300	320	340

○第5期計画の実績

就労移行支援は、利用者数、利用日数ともに計画を下回って推移しています。

○見込量の考え方

離職経験者や特別支援学校卒業予定の利用者が微増すると見込みます。利用日数は、これまでの実績から1人当たり月20日で推計します。

○見込量確保の方策

市内に事業所がないことから、国・県の指導のもと事業所の拡充を求めるとともに、近隣市町村の事業所と連携を図り、受け入れ先の確保に努めます。

【就労継続支援A型】(雇用型)

一般企業等での就労が困難な方に、事業所と雇用契約を結んで就労し、就労継続に必要な知識の習得を指導し、能力の向上に必要な訓練その他の支援を行うもの

区分	第5期計画						第6期計画見込量		
	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
利用者数(人/月)	80	87	84	90	88	92	95	97	99
総利用日数(日/月)	1,600	1,654	1,680	1,715	1,760	1,737	1,900	1,940	1,980

○第5期計画の実績

就労継続支援A型は、利用者数、利用日数ともに計画を上回って推移しています。

○見込量の考え方

最低賃金が保障されるため、在宅障がい者の中でも利用希望が多いことから、増加を見込みます。利用日数は、これまでの実績から1人当たり月20日で推計します。

○見込量確保の方策

関係機関と連携を図り、適切なサービス利用につながるように努めます。市内に事業所が少ないことから、事業所の開設や拡充を求めるとともに、近隣市町村の事業所と連携を図り、受け入れ先の確保に努めます。

【就労継続支援B型】(非雇用型)

一般企業等での就労が困難な方に、就労や生産活動の機会を提供し、就労や生活継続に必要な支援を行うもの

区分	第5期計画						第6期計画見込量		
	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
利用者数(人/月)	110	124	112	160	114	160	160	165	170
総利用日数(日/月)	1,870	2,004	1,904	2,553	1,938	2,747	2,880	2,970	3,060

○第5期計画の実績

就労継続支援B型は、利用者数、利用日数ともに計画を上回って推移しています。

○見込量の考え方

平成30年度以降の利用実績の伸び、特別支援学校高等部卒業予定の新規利用のニーズ、高齢の障がい者の社会参加や就労に関するニーズ等から、増加を見込みます。利用日数は、これまでの実績から1人当たり月18日で推計します。

○見込量確保の方策

生活能力の向上のための支援も受けることができるため、利用者には十分説明し、障害の状態に合わせて調整します。作業内容の選択肢を増やすよう努めます。

【就労定着支援】

福祉施設から一般就労に移行した方に、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう事業所・家族との連絡調整等の支援を行うもの

区分	第5期計画						第6期計画見込量		
	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
利用者数(人/月)	0	0	1	2	1	2	2	4	6

○第5期計画の実績

就労定着支援は、利用者数が計画に近い数値で推移しています。

○見込量の考え方

一般就労後の支援を見込みます。

○見込量確保の方策

施設や事業所等へ、事業の新規開設を働きかけます。

【短期入所】

介護者が一時的に病気等で介護できなくなった場合に、短期間、夜間も含め施設で介護その他必要な支援を行うもの。福祉型は障がい者支援施設等で、医療型は病院、診療所、介護老人保健施設で実施する。

区分	第5期計画						第6期計画見込量			
	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込				
福祉型	利用者数(人/月)	40	32	45	29	50	30	35	40	45
	総利用日数(日/月)	200	182	225	132	250	150	175	200	225
医療型	利用者数(人/月)	7	9	8	7	9	8	9	10	11
	総利用日数(日/月)	35	40	40	30	45	40	45	50	55

○第5期計画の実績

短期入所(福祉型)は、利用者数、利用日数ともに計画を下回って推移しています。短期入所(医療型)は、利用者数、利用日数ともに計画に近い数値で推移しています。

○見込量の考え方

家族機能の脆弱化、介護家族の高齢化等から利用者の増加を見込みます。利用日数にはばらつきがありますが、これまでの実績から1人当たり月5日で推計します。

○見込量確保の方策

施設の他、NPO法人等で短期入所の受け入れができるよう、事業所拡充に努めます。

【療養介護】

医療と常時介護が必要な方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護等を行うもの

区分	第5期計画						第6期計画見込量		
	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
利用者数(人/月)	25	28	25	28	25	28	28	29	30

○第5期計画の実績

療養介護は、利用者数が計画を上回って推移しています。

○見込量の考え方

重度障がい者が対象のサービスであり、これまでの実績から微増を見込みます。

○見込量確保の方策

療養上の医療管理、機能訓練、看護等が必要なことから、現在の施設利用が維持できるよう施設との連携に努めます。

### ③居住系サービス

#### 【自立生活援助】

施設入所支援や共同生活援助(グループホーム)から一人暮らしへの移行を希望する方に、定期的な巡回訪問等により、日常生活における課題を把握し、地域生活に必要な支援を行うもの

区分	第5期計画						第6期計画見込量		
	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和	令和	令和
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込	3年度	4年度	5年度
利用者数(人/月)	0	0	1	0	1	0	0	0	1

○第5期計画の実績

自立生活援助は、県の指定事業者、利用者ともに実績がありません。

○見込量の考え方

施設入所支援利用者や入院中の精神障がい者の地域移行による利用を見込みます。

○見込量確保の方策

施設や事業所等へ、事業の新規開設を働きかけます。

#### 【共同生活援助(グループホーム)】

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活の支援を行い、介護が必要な方には、入浴、排せつ、食事の介護等を行うもの

区分	第5期計画						第6期計画見込量		
	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和	令和	令和
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込	3年度	4年度	5年度
利用者数(人/月)	48	41	49	48	50	48	50	51	52

○第5期計画の実績

共同生活援助は、利用者数が計画を下回って推移しています。

○見込量の考え方

事業所の新設のほか、現在の利用者の継続利用、施設入所支援利用者や入院中の精神障がい者の地域移行の推進等から微増を見込みます。

○見込量確保の方策

施設や事業所等へ働きかけ、グループホームの新規開設を目指します。また、地元住民の理解が得られるよう支援します。

#### 【施設入所支援】

施設に入所している障がい者に、主として夜間や休日に、入浴、排せつ、食事の介護、生活等に関する相談や必要な支援等を行うもの

区分	第5期計画						第6期計画見込量		
	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和	令和	令和
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込	3年度	4年度	5年度
利用者数(人/月)	110	108	110	107	110	107	107	106	105

○第5期計画の実績

施設入所支援は、利用者数が計画を下回って推移しています。

○見込量の考え方

国指針に基づき、令和5年度末の施設入所者数が、令和元年度末時点から1.6%以上削減することを見込みます。

○見込量確保の方策

障がい者の希望や状況を踏まえながら、地域生活への移行を働きかけます。

#### ④相談支援(サービス利用計画作成)

【計画相談支援】

サービスを利用する障がい者(児)の心身状態や生活環境、日常生活の状況などをアセスメントし、必要なサービスの利用計画を作成するもの

区分	第5期計画						第6期計画見込量		
	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和	令和	令和
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込	3年度	4年度	5年度
利用者数(人/月)	100	111	110	158	120	133	140	150	160

○第5期計画の実績

計画を上回って推移しています。

○見込量の考え方

近年の障害福祉サービス利用者数の実績状況から、増加を見込みます。

○見込量確保の方策

特定相談支援事業所の設置への働きかけ及び相談支援従事者研修の受講の呼びかけを行い、人員の拡充を図ります。また、研修等を通じて相談支援専門員\*の資質向上を図ります。

【地域移行支援】

施設・病院から退所・退院する予定の障がい者に対して、地域移行への様々な相談や住居の確保、同行支援、関係機関との調整などを行うもの

区分	第5期計画						第6期計画見込量		
	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和	令和	令和
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込	3年度	4年度	5年度
利用者数(人/月)	1	0	1	0	1	0	1	2	3

○第5期計画の実績

地域移行支援は、利用実績がありません。

○見込量の考え方

施設・病院からの退所・退院予定者が利用することを見込みます。

○見込量確保の方策

施設・病院等に制度の周知を行い、適切な支援、サービスにつながるよう努めます。関係機関の連携を促進し、相談支援専門員\*の資質向上を図ります。

### 【地域定着支援】

施設・病院から退所・退院し、家族から独立し家族の支援を受けられない障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急時の訪問や相談を行うもの

区分	第5期計画						第6期計画見込量		
	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和	令和	令和
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込	3年度	4年度	5年度
利用者数(人/月)	1	1	1	1	2	1	2	2	3

#### ○第5期計画の実績

地域定着支援は、計画に近い数値で推移しています。

#### ○見込量の考え方

施設・病院からの退所・退院予定者のうち、共同生活援助(グループホーム)移行者以外の数を見込みます。

#### ○見込量確保の方策

一般相談支援事業所と、地域の事業所、医療機関等とを連携し、サービスの利用につなげます。

### ⑤補装具費の支給

身体機能を補完・代替し、長時間にわたって継続して使用される補装具(義肢、装具、補聴器、車いす等)の購入、修理及び一部貸与のための費用を支給します。

### 3 地域生活支援事業の現況と課題及び今後の見込み

障がい者がその有する能力及び適性に応じて、自立した日常生活、社会生活を営むことができるように、障害者総合支援法\*に基づいた「射水市地域生活支援事業」を実施しています。

1年間の見込量を設定します。

#### (1) 必須事業 現況と課題及び目標値の設定

##### ① 理解促進研修・啓発事業

###### 【理解促進研修・啓発事業】

障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等や障害特性に関する地域住民の理解促進を図る教室やイベント開催等の啓発活動を実施するもの

第5期計画			第6期計画見込量		
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
有	有	有	有	有	有

###### ○見込量確保の方策

民生委員\*や一般住民を対象とした研修会を、地域活動支援センター\*や障がい者相談員との連携のもと積極的に実施し、障がい者への理解促進のため、障害特性の説明、接し方などを紹介します。障がい者週間(12月3日から9日まで)に合わせ、障害のある方の作品展示や事業所製品の販売等を行い、理解と啓発を図ります。

##### ② 自発的活動支援事業

###### 【社会活動支援事業】

障がい者や家族が互いの悩みの共有や、情報交換のできる交流会を行い、また障がい者の社会参加の意向を尊重し、自ら企画・立案した活動を実施するため、情報提供・連絡調整・助言等を行うもの

第5期計画			第6期計画見込量		
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
有	有	有	有	有	有

###### ○見込量確保の方策

障がい者団体に事業を委託し、活動を支援していきます。

###### 【ボランティア活動支援事業】

障がい者自らが行う地域のごみ拾いや除草、美化ボランティア活動等に対し必要な支援を行うもの

第5期計画			第6期計画見込量		
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
有	有	有	有	有	有

###### ○見込量確保の方策

市内の事業所に委託し、障がい者自らのボランティア活動を推進していきます。

### ③相談支援事業

#### 【相談支援事業】

障がい者や障がい児の保護者、又は障がい者の介護を行う方からの相談に応じ、必要な情報を提供し、権利擁護のために必要な支援を行うことにより、障がい者等が自立し、地域で安心して生活を営むことができるようにするもの

第5期計画			第6期計画見込量		
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

#### ○見込量の考え方

虐待の防止やその対応、成年後見制度\*利用支援、ひきこもり支援など、様々な相談支援ニーズへの対応が求められています。

#### ○見込量確保の方策

多様なニーズの相談を受ける中で、権利擁護のために必要な支援ができるように継続的かつ専門的な研修を行い、相談支援専門員\*の資質向上を図ります。

#### 【障がい者総合支援協議会】

福祉、雇用、医療、教育等の関係機関で構成される障がい者総合支援協議会（専門部会あり）を設置しています。サービス提供体制の確保や関係機関のネットワーク構築、中立・公平な相談支援事業の実施及び推進に向けた協議を行います。また、障害福祉計画、社会資源の開発等について検討しています。

第5期計画			第6期計画見込量		
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
有	有	有	有	有	有

#### ○見込量確保の方策

各サービスが有機的な連携を図り、障がい者の生活課題を解決していけるよう全体会及び各専門部会（相談支援、サービス事業者、就労支援、子ども、当事者、権利擁護）を定例開催し、研修会の実施、雇用先の開拓などを行い、支援体制を強化していきます。

#### 【相談支援機能強化事業】

医療、福祉及び地域の社会基盤との連携体制を強化します。また、地域住民のボランティアを育成し、障害に対する理解促進を図ることで、障がい者の地域生活を支援します。

第5期計画			第6期計画見込量		
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
有	有	有	有	有	有

#### ○見込量確保の方策

障がい者の生活を地域全体で支えるため、総合的・専門的な相談支援やサービスのコーディネートを実施するための体制確保、地域の社会資源との連携体制の強化、障害に対する理解促進の活動等により、地域の体制づくりを行います。

そのため、地域活動支援センター\*と地域との包括的な連携強化及びボランティアの育成等により、障がい者理解促進を図ります。



#### ④成年後見制度利用支援事業

##### 【成年後見<sup>\*</sup>制度利用支援事業】

知的障害や精神障害などで、判断能力が不十分な障がい者に対し、法定代理人を決めて財産管理や、日常生活での様々な契約等の支援を行う成年後見制度の利用について、相談会を実施し申立て支援等を行うもの

区分	第5期計画						第6期計画見込量		
	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
相談会利用者(人/年)	3	4	4	3	5	3	3	4	5
市長申立件数(件/年)	1	1	2	0	3	1	1	2	3
報酬支払件数(件/年)	1	0	1	3	1	3	4	5	6

##### ○第5期計画の実績

申立支援件数は、計画を下回って推移しています。

##### ○見込量の考え方

家族機能の脆弱化などから、今後さらに成年後見制度利用の相談や申立て件数の支援件数が微増するものと見込みます。

##### ○見込量確保の方策

成年後見制度利用相談会を今後も継続し、制度の説明や、申立て支援を行います。また、財産がない場合に、報酬の支払を行います。

#### ⑤成年後見制度法人後見支援事業

##### 【成年後見制度法人後見支援事業】

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援するもの

第5期計画			第6期計画見込量		
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
—	有	有	有	有	有

##### ○見込量確保の方策

県内呉西6市で設置した呉西地区成年後見センターにおいて、相談から法人後見まで一貫した支援を行うほか、市民後見人の養成、市民後見人バンクの運営等の業務を行います。

#### ⑥意思疎通支援事業

##### 【意思疎通支援事業】

聴覚・言語機能・音声機能等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者が必要とする場合に、手話通訳者、要約筆記者を派遣して、意思疎通を円滑にし、社会参加を促進するもの

区分	第5期計画						第6期計画見込量		
	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
手話通訳派遣事業	75	84	77	75	79	75	79	82	84
要約筆記者派遣事業		4		3			3	5	6

- 見込量の考え方  
近年の実績から見込量を推計します。

- 見込量確保の方策  
実績がある社会福祉法人富山県聴覚障害者協会に委託し実施します。また、様々な機会ですサービスの啓発に努めるとともに、市・県の研修参加を促し、手話通訳者及び要約筆記者を確保していきます。

## ⑦日常生活用具給付等事業

### 【日常生活用具給付等事業】

障がい者の日常生活の支援用具を支給するもので、次の6種類に大別されます。

区分	内容
介護・訓練支援用具	ベッド、リフト、訓練椅子など
自立生活支援用具	頭部保護帽、便器、移動・移乗支援用具、火災報知器など
在宅療養等支援用具	ネブライザー*、電気式吸引器、酸素ボンベ運搬車など
情報・意思疎通支援用具	情報・通信支援用具、視覚障がい者用拡大読書器、聴覚障がい者用通信装置など
排せつ管理支援用具	ストーマ*装具、紙おむつ、収尿器など
居宅生活動作支援用具	障がい者等の移動等を円滑にするための小規模な住宅改修(手摺り、段差解消、洋式便器など)

区分 利用件数(件/年)	第5期計画						第6期計画見込量		
	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
介護・訓練支援用具	7	7	7	12	7	12	12	12	12
自立生活支援用具	18	10	19	12	20	11	11	11	11
在宅療養等支援用具	21	16	24	16	27	17	18	20	22
情報・意思疎通支援用具	31	26	32	12	33	19	18	18	18
排せつ管理支援用具	2,170	2,273	2,180	2,210	2,190	2,234	2,260	2,280	2,300
居宅生活動作補助用具	6	0	6	3	6	5	5	5	5

- 第5期計画の実績  
介護・訓練支援用具は計画に近い数値で推移し、排せつ管理支援用具は、計画を上回って推移しています。その他の日常生活用具は計画を下回っています。

- 見込量の考え方  
近年の実績から見込量を推計します。

- 見込量確保の方策  
日常生活用具の提供者は、県内・県外事業者が多数あり、適時に購入が可能なことから、今後の見込量に十分対応可能であると考えます。適切に給付されるよう事業の周知を行います。

## ⑧手話奉仕員養成研修事業

### 【手話奉仕員養成事業】

聴覚障がい者等との交流活動を促進し、社会参加を支援するため、日常会話を行うのに必要な手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修するもの

区分	第5期計画						第6期計画見込量		
	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
事業数	2	2	2	2	2	2	2	2	2
全課程修了者数(人/年)	26	21	26	20	26	10	0	20	20

#### ○第5期計画の実績

第5期計画の修了者数は、入門講座修了者と基礎講座修了者を合計した人数を記載しています。

#### ○見込量の考え方

手話奉仕員養成事業(全課程 46 回講座)と、研修事業(全課程修了者に対するフォローアップ教室)の2事業を実施します。受講者人数は一定量を見込みます。令和3年度は入門講座のみ実施するため、修了者はいません。

#### ○見込量確保の方策

射水市社会福祉協議会\*に委託し、聴覚障害者協会、手話サークルの協力を得て実施していきます。講習参加者募集については、市報、HPなどで広く周知します。

## ⑨移動支援事業

### 【移動支援事業】

1人で外出が困難な障がい児・者に対して、外出時に必要な介護等の支援を行うことで、地域での自立生活や社会参加を促進するもの(個別支援型、グループ支援型、車両移送型)

区分	第5期計画						第6期計画見込量		
	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
実利用者数(人)	20	26	20	17	20	15	15	15	15
延利用時間数(時間/月)	670	609	670	414	670	345	345	345	345

#### ○第5期計画の実績

利用者数、利用時間数ともに、計画を下回って推移しています。

#### ○見込量の考え方

近年の実績は減少傾向にありますが、地域生活や社会参加活動の推進により一定量を推計します。

#### ○見込量確保の方策

委託契約をしている実施事業所は、令和2年11月現在13事業所あり、利用者のニーズに対応可能と考えます。移動支援事業の周知に努め、利用を促します。

## ⑩地域活動支援センター事業

### 【I型】

権利擁護、困難事例への対応などの相談支援事業に加え、専門職員による医療、福祉、地域の関係機関との連携強化、地域のボランティア育成、障がい者理解促進普及啓発事業と基礎的事業を行うもの（委託事業）

### 【基礎的事業】

総合相談窓口としての機能を持つとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供し、障がい者の余暇活動や社会との交流促進を図るもの（委託事業）

区分	第5期計画						第6期計画見込量		
	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
I型事業所数(か所)	1	1	1	1	1	1	1	1	1
基礎的事業所数(か所)	3	3	3	3	3	3	3	3	3

#### ○第5期計画の実績

事業所数は、計画どおり推移しています。

#### ○見込量の考え方

I型は、1か所への委託を継続していきます。基礎的事業については、身近な地域での総合相談窓口及び活動の機会と交流の場等を確保するため、NPO法人等へ委託を継続していきます。

#### ○見込量確保の方策

I型センターと基礎的事業センターが連携し、地域での相談支援体制を強化していけるよう、研修等を実施し、資質向上を目指します。また、利用を促進するため、様々な機会を通じ、地域への周知を図ります。

## (2) 任意事業

### ①訪問入浴サービス事業

#### 【訪問入浴サービス】

自宅の浴槽での入浴が困難な在宅の身体障がい者を対象に、居宅に浴槽を持ち込み、入浴サービスを提供するもの

身体障がい者は、障害支援区分\*5以上と認定されたもの、身体障がい児は13歳以上で身体障害者手帳1、2級に該当し医師が必要と認めたもの（13歳未満の場合は医療的ケアが必要な者として市長が認めるものに限る。）を利用対象とする。

区分	第5期計画						第6期計画見込量		
	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
実利用者数(人)	2	2	2	4	2	4	4	4	4
利用延回数(回/年)	—	161	—	118	—	200	200	200	200

#### ○第5期計画の実績

事業者数及び利用者数は、概ね計画どおり推移しています。

#### ○見込量の考え方

生活介護、短期入所等での入浴の機会を確保できることから、一定量を見込みます。

#### ○見込量確保の方策

現在、訪問入浴サービスを提供している事業所が2か所あり、十分対応可能と考えます。相談支援事業所等に周知を図り、必要な方が利用できるよう支援します。

## ②生活支援事業

### 【生活訓練等事業】

障がい者リハビリ教室や陶芸教室等を実施し、障がい者の日常生活能力の向上のために必要な訓練を行うもの

第5期計画			第6期計画見込量		
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
有	有	有	有	有	有

#### ○見込量確保の方策

障がい者団体が実施する訓練事業に補助をしています。障がい者団体を通して事業の周知を図り、社会参加を促進します。

## ③日中一時支援事業

### 【日中一時支援事業】

障がい児・者の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、障害福祉サービス事業所等で障がい児・者に日中の活動の場を提供し、見守りや預かり等の支援を行うもの

区分	第5期計画						第6期計画見込量		
	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
実利用者数(人)	100	105	100	94	100	92	90	88	86
利用延回数(回/年)	—	3,512	—	3,420	—	3,220	3,150	3,080	3,010

#### ○第5期計画の実績

利用者数は、概ね計画どおり推移しています。

#### ○見込量の考え方

平成27年度に放課後等デイサービスの個別給付が出来たことなどから、実利用者は減少傾向にありますが、1人当たりの利用回数は増加しており、一定の利用者数・回数を見込みます。

#### ○見込量確保の方策

日中一時支援事業の契約事業所は20か所あります。利用者のニーズを見極めながら、障害福祉サービス提供事業所等に働きかけ、必要量の確保に努めます。

## ④社会参加促進事業

### 【点字・声の広報等発行事業】

文字による情報入手が困難な障がい者のために、点訳、音訳その他わかりやすい方法により、市の広報、障がい者関係事業の紹介、生活情報、その他地域生活を継続する上で必要度の高い情報を定期的に提供するもの

区分	第5期計画						第6期計画見込量		
	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
事業数	3	3	3	3	3	3	3	3	3
登録者数(人)	52	63	52	61	52	61	60	60	60

○第5期計画の実績

登録者数は、概ね計画どおり推移しています。

○見込量の考え方

近年の実績から推計します。

○見込量確保の方策

ボランティアサークル(音訳・あゆの風、点友会)に依頼し、市報の点訳、音訳、新聞のリーディングサービス事業等を実施します。

【奉仕員養成研修事業】

朗読奉仕員及び点訳奉仕員を養成し、視覚障がい者の社会参加を促進することを目的とするもの  
朗読又は点訳に必要な技術を習得した朗読奉仕員、点訳奉仕員の養成を行います。

区分 受講者人数(人/年)	第5期計画						第6期計画見込量		
	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
朗読奉仕員養成研修	40	37	40	36	40	20	40	40	40
点訳奉仕員養成研修	10	6	10	4	10	5	10	10	10

○第5期計画の実績

受講者数は、計画を下回って推移しています。

○見込量の考え方

近年の実績を参考にし、受講者人数は一定量を見込みます。

○見込量確保の方策

射水市社会福祉協議会\*に委託し、ボランティアサークル(音訳・あゆの風、点友会)の協力を得て、実施します。講習会の参加者募集については、市報、HPなどで広く周知します。

【自動車運転免許取得・改造助成事業】

身体障がい者の自立や社会参加を促進するために、自動車運転免許の取得にかかる訓練費の助成や、自動車の改造に要する経費の一部を助成するもの

区分 利用者数(人/年)	第5期計画						第6期計画見込量		
	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
自動車運転免許取得事業	4	1	4	1	4	1	1	1	
自動車改造助成事業		4		3		3	3	3	

○第5期計画の実績

利用者数は、概ね計画どおり推移しています。

○見込量の考え方

近年の利用実績から推計します。

○見込量確保の方策

各自動車学校と委託契約可能であり、改造事業所と合わせ十分対応可能です。

## 第4章 障がい児の計画（第2期障がい児福祉計画）

### 1 福祉サービス等の現況と課題及び目標値の設定

福祉サービス等の各年度における1か月当たりの見込み量を設定します。平成30年度及び令和元年度は3月利用分実績値、令和2年度は実績見込みを記載しています。

#### (1) 障がい児通所支援

##### 【児童発達支援】

未就学の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等専門的な療育を行うもの

区分	第5期計画						第6期計画見込量		
	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
利用者数(人/月)	60	57	65	55	70	56	57	58	59
総利用日数(日/月)	360	337	390	279	420	330	342	348	354

##### ○第5期計画の実績

利用者数、利用日数ともに、計画を下回って推移しています。

##### ○見込量の考え方

近年の利用実績及び増加傾向にある発達障がい児の早期発見・早期療育の方針に基づき推計します。利用日数は、これまでの実績により1人当たり月6日で推計します。

##### ○見込量確保の方策

市内に指定を受けている事業所が少ないことから、身近な地域で必要な支援を受けることができるように療育の場の確保に努めます。

##### 【医療型児童発達支援】

肢体不自由児に対し、理学療法等の機能訓練及び医療的管理下の支援を行うもの

区分	第5期計画						第6期計画見込量		
	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
利用者数(人/月)	5	4	6	4	7	4	5	5	6
総利用日数(日/月)	50	27	60	20	70	20	30	30	36

##### ○第5期計画の実績

利用者数、利用日数ともに、計画を下回って推移しています。

##### ○見込量の考え方

近年の実績に基づき利用者数を推計します。利用日数は、これまでの実績により1人当たり月6日で推計します。

##### ○見込量確保の方策

安定してサービスを提供するため、事業所との連携を十分図り、機能訓練等の充実に努めます。

【放課後等デイサービス】

障がい児に対し、授業終了後又は学校の休業日に、事業所に通い、生活能力向上に必要な訓練や社会との交流促進などの支援を行うもの

区分	第5期計画						第6期計画見込量		
	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
利用者数(人/月)	90	106	95	107	100	110	115	120	125
総利用日数(日/月)	900	1,120	950	1,213	1,000	1,240	1,265	1,320	1,375

○第5期計画の実績

利用者数、利用日数ともに、計画を上回って推移しています。

○見込量の考え方

近年の利用実績、利用者のニーズを勘案し、利用者の増を見込みます。利用日数は、これまでの実績により1人当たり月11日で推計します。

○見込量確保の方策

市内にサービスを提供する事業所は増えており、対応可能と考えています。重症心身障がい児が、居住する地域において適切な支援を受けることができるよう事業所への働きかけを行うとともに、近隣市町村にある事業所とも連携を図り、受け入れ先の確保に努めます。

【保育所等訪問支援】

保育所等を訪問し、障がい児や保育所等のスタッフに対し、集団生活に馴染むための専門的な支援等を行うもの

区分	第5期計画						第6期計画見込量		
	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
利用者数(人/月)	1	0	1	0	1	1	1	2	
総利用日数(日/月)	1	0	1	0	1	1	1	2	

○第5期計画の実績

利用者数、利用日数ともに、計画を下回って推移しています。

○見込量の考え方

指定事業所は圏域に1か所あり、サービス利用は一定数を見込みます。

○見込量確保の方策

ニーズに対応して専門的な支援が受けられるように、子ども子育て総合支援センター(キッズポイントいみず)、子育て支援課、事業所等と連携し、制度周知を行い、必要な療育支援の充実に努めます。

【居宅訪問型児童発達支援】

重度の障害により外出が著しく困難な児童に、居宅を訪問して発達支援を行うもの

区分	第5期計画						第6期計画見込量		
	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
利用者数(人/月)	0	0	0	0	1	0	0	1	
総利用日数(日/月)	-	0	-	0	-	0	0	1	



- 第5期計画の実績  
利用者数、利用日数ともに、計画を下回って推移しています。
- 見込量の考え方  
重症心身障がい児の利用を見込みます。
- 見込量確保の方策  
施設や事業所等へ、事業の新規開設を働きかけます。

## (2) 障がい児相談支援(サービス利用計画作成)

### 【障がい児相談支援】

サービスを利用する障がい児の心身状態や生活環境、日常生活の状況などをアセスメントし、必要なサービスの利用計画を作成するもの

区分	第5期計画						第6期計画見込量		
	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
利用者数(人/月)	30	20	32	34	34	35	36	36	37

- 第5期計画の実績  
利用者数は計画に近い数値で推移しています。
- 見込量の考え方  
障がい児通所支援サービス利用者数から見込みます。
- 見込量確保の方策  
障がい児相談支援事業所の設置への働きかけ及び相談支援従事者研修の受講の呼びかけを行い、人員の拡充を図ります。また、研修を通じて、相談支援専門員\*の資質向上を図ります。

## (3) 医療的ケア児に対する支援

### 【医療的ケア児に対する支援】

医療的ケア児に対する関連分野を調整するため、コーディネーターとして養成された相談支援専門員を配置するもの

区分	第5期計画						第6期計画見込量		
	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数(人)	0	0	0	1	1	5	8	8	8

- 見込量の考え方  
地域におけるニーズ等を勘案し、コーディネーターとして相談支援専門員の配置を見込みます。
- 見込量確保の方策  
施設や事業所等へ研修の受講を働きかけます。

## 第5章 計画の推進

### I 計画の進行管理と評価

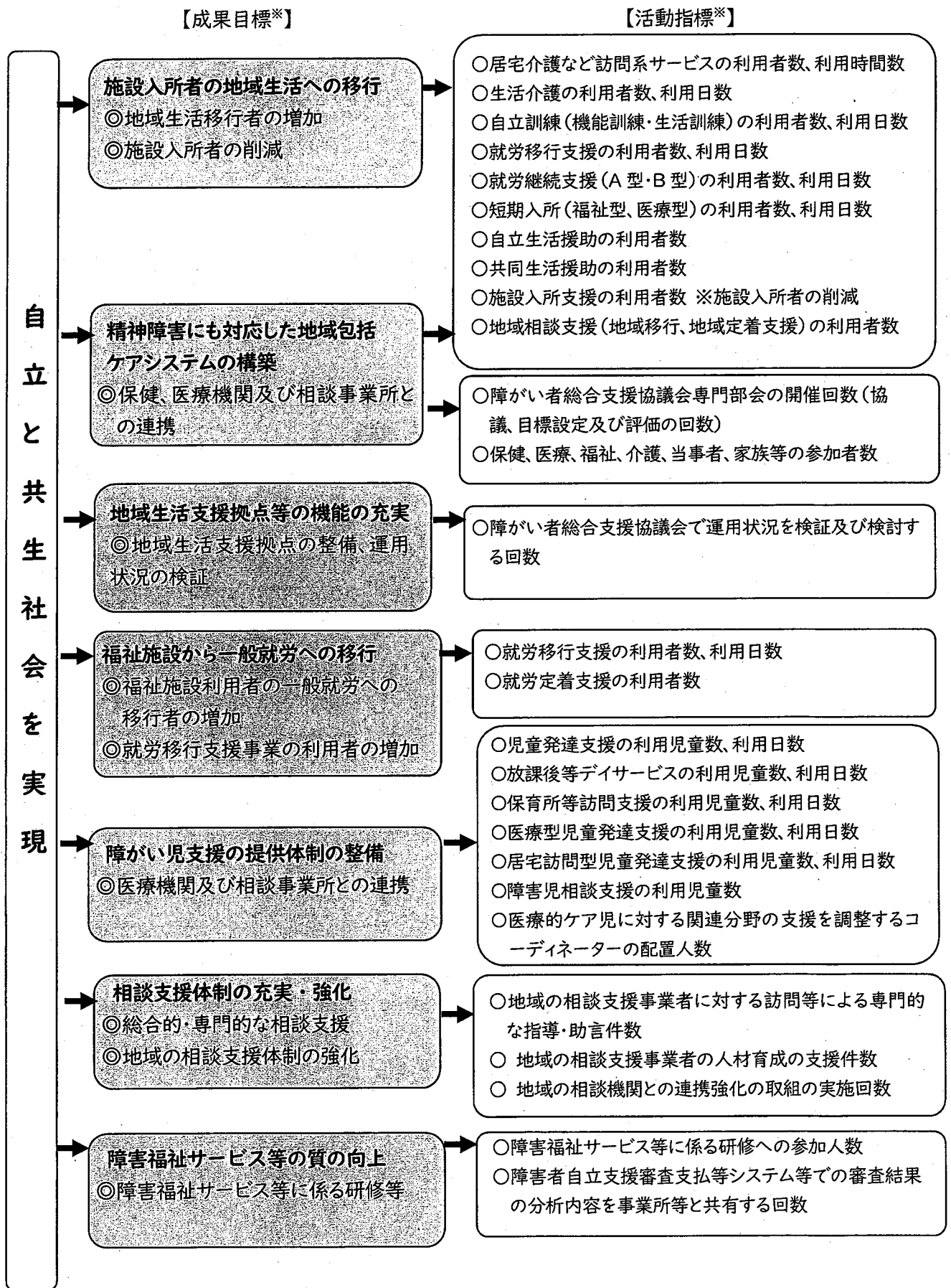
#### (1) 計画の評価体制

この計画は、3年ごとに作成し、障がい者の生活に必要な障害福祉サービス等の提供を確保するために、関係者が目標等を共有し、その達成に向けて連携し、進捗状況を確認しながら推進していくことが必要になります。

このため、計画にPDCAサイクルを導入し、成果目標と活動指標<sup>\*</sup>を設定します。1年に1回、障がい者総合支援協議会において、この目標達成の進捗状況を把握し、分析・評価を行い、課題がある場合は、計画の変更や事業の見直しなど必要な対策を実施するための協議を行っていきます。

また、計画の推進に当たっては、庁内各課の緊密な連携を図り全庁が一体となって各種施策を推進していくとともに、市内の関係機関との連携を図りながら、必要に応じて障がい者・家族及び関係者の意見が反映できる機会を設定する等、障がい者施策の総合的かつ効果的な推進に努めます。

## (2) 成果目標と活動指標



## 参 考 资 料

# Ⅰ 第6期射水市障害福祉計画の策定経過

開催日	会議等	検討内容
令和2年6月3日	第1回射水市障がい者総合支援協議会全体会	・障害福祉計画の策定について
令和2年6月17日～7月20日	アンケート調査実施	
令和2年11月18日	第2回射水市障がい者総合支援協議会全体会	・障害福祉計画(素案)について ・パブリックコメント※の実施について
令和3年1月4日～1月31日	パブリックコメント実施	
令和3年 月 日 令和3年 月 日 令和3年 月 日 令和3年 月 日 令和3年 月 日	射水市障がい者総合支援協議会 専門部会 ・サービス事業所部会 ・当事者部会 ・就労支援部会 ・子ども部会 ・相談支援部会	・障害福祉計画(素案)について
令和3年 2月 日	第3回射水市障がい者総合支援協議会全体会	・パブリックコメントの結果 ・障害福祉計画について

## 2 射水市障がい者総合支援協議会委員名簿

令和3年3月現在

組織団体	所属	役職名	氏名
相談支援事業者代表	(福)射水福祉あいネットいみず	施設長	岸谷 茂
障害福祉サービス事業者代表	特定非営利活動法人ふらっと	理事長	宮袋 季美
障がい者団体代表	射水市身体障害者協会	会長	久々江除作
障がい者団体代表	地域家族会いみず野	会長	滝 義光
障がい者団体父母の会代表	射水市手をつなぐ育成会	副会長	村中 大治
学識経験者	富山福祉短期大学	助教	○中村 尚紀
ハローワーク代表	高岡公共職業安定所	統括職業指導官	善光 さつき
障害教育機関代表	富山県立高岡支援学校	教頭	齊藤 和枝
警察署代表	射水警察署	生活安全課長	新 暢哉
民生委員児童委員代表	射水市民生委員・児童委員協議会	会長	中川由紀子
社会福祉協議会	射水市社会福祉協議会	常務理事	稲垣 和成
医師会代表	木戸クリニック	院長	◎木戸日出喜
厚生センター	富山県高岡厚生センター射水支所	支所長	竹内 智子
商工会議所代表	射水商工会議所	事務局長	砂原 良重
地域振興会代表	射水市地域振興会連合会	常任理事	川腰喜久雄
連合婦人会代表	元射水市婦人会	副会長	岡田 順子
ボランティア団体代表	射水市ボランティア連絡協議会	副会長	山崎 京子
射水市中学校長会代表	小杉中学校	校長	杉本 茂
射水市小学校長会代表	大門小学校	校長	金瀬 志津

◎は協議会会長、○は副会長 (敬称略:順不同)

### 3 射水市障がい者総合支援協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第77条第1項第1号及び射水市相談支援事業実施要綱(平成18年射水市告示第161号。以下「相談支援事業実施要綱」という。)第5条の規定により設置する射水市障がい者総合支援協議会(以下「協議会」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は次に掲げる事項について協議する。

- (1) 相談支援事業実施要綱第3条及び射水市障害者地域活動支援センター\*事業実施要綱(平成18年射水市告示第158号)第5条に規定する事業内容の実施状況及び運営評価に関すること。
- (2) 関係機関によるネットワーク構築に関すること。
- (3) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (4) 社会資源の開発、改善に関すること。
- (5) 障がい者福祉計画及び障害福祉計画に関すること。
- (6) その他協議会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会の委員は、20人以内とし、次の各号に掲げる者の中から市長が委嘱したもの(以下「委員」という。)をもって組織する。

- (1) 法に基づく指定相談支援事業者
- (2) 法に基づく障害福祉サービス事業者
- (3) 保健・医療の関係者
- (4) 教育・雇用の関係者
- (5) 学識経験者
- (6) 障害者等及びその家族
- (7) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く

- 2 会長は、委員の互選によるものとし、副会長は、会長の指名により選出する。
- 3 会長は会議を進行する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、市長が招集する。

2 協議会は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、市長が協議会の全部又は一部を公開しない旨を決定したときは、この限りでない。

- (1) 射水市情報公開条例(平成17年条例第20号)第7条に規定する非開示情報が含まれる事項に関して協議する場合
- (2) 公開することにより、協議会の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

3 市長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(相談支援部会及び専門部会)

第7条 協議会に相談支援部会を置くとともに、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉保健部社会福祉課において処理する。

(個人情報の保護)

第9条 協議会の関係者は、会議で取り扱う個人情報に十分留意するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年11月21日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日以降の最初に委嘱された委員の任期は、第4条の規定にかかわらず平成19年11月21日から平成21年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。



## 「障害」の表記について






「障害」の表記のあり方については、障がい者制度改革推進本部において、『「障害」の表記に関する作業チーム』が設置され、平成22年11月22日に『「障害」の表記に関する検討結果について』がまとめられています。その結果では、特定の表記は決定されず、法令等における「障害」の表記については、当面、現状の「障害」を用いることとし、今後制度改革の集中期間内を目途に一定の結論を得ることとされました。

しかし、「障害」の「害」を人に対して使用する場合、負のイメージが強く不快さを感じる場合があることから、法律、府省令、条例、規則等で使用されている用語、関係団体・関係施設の名称、固有名詞(国の事業、制度の名称、専門用語)については「障害」の表記を、それ以外の場合は「障がい」の表記としました。

用語説明

あ行	
医療的ケア児	医学の進歩を背景として、NICU（新生児集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童をいいます。
SDGs (イステイダ-ズ)	平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された持続可能な世界を実現するための開発目標で、17の目標(1貧困、2飢餓、3保健、4教育、5ジェンダー、6水・衛生、7エネルギー、8成長・雇用、9イノベーション、10不平等、11都市、12生産・消費、13気候変動、14海洋資源、15陸上資源、16平和、17実施手段)で構成されています。
か行	
介護保険制度	平成12年4月に施行された「介護保険法」により、日常生活に支援や介護が必要になった高齢者(特定疾病16については、40歳以上含む)に、介護サービスの支給を行う制度です。本人及び家族のニーズに沿って、訪問系サービスや通所系サービス、高齢者施設関係など多様なサービスを選択し利用できます。
活動指標	事業評価等においては、事業の成果を出来る限り数値により説明することとしています。この数値による説明を「指標」と呼びます。活動指標とは、成果を求めるために実施した活動量を表すものです。目的を達成するために何を行ったかを示します。
高次脳機能障害	頭部外傷や脳血管障害等による脳の損傷の後遺症として、記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などの認知障害が生じ、これに起因して、日常生活・社会生活への適応が困難となっている状態のことをいいます。
子ども・子育て支援法	すべての子どもに良質な生育環境を保障する等のため、子ども及び子育ての支援のための給付の創設並びにこれに必要な財源に関する包括的かつ一元的な制度の構築等について定めた法律です。平成24年8月に成立し、段階的に施行しています。障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもに対し、身近な地域において、法に基づく給付その他の支援を可能な限り講じることになっています。
子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき、市町村が子どもの健やかな成長への支援や、家庭や地域での子育て支援について、体制の整備や環境づくり等の取組方針を策定するものです。射水市においては、射水市次世代育成支援行動計画(後期計画)の基本的な考え方を継承するとともに、市町村母子保健計画としての位置づけもされています。令和2年度から令和6年度までの5か年の計画となっています。
さ行	
自閉症	先天性の脳の機能障害の1つと考えられており、ことばの発達の遅れや偏り、社会性や対人関係の障害、特定の物に興味を示す、同じ動作を繰り返す、決まったパターンを好む、情緒の障害、睡眠障害などの特徴があります。このうち、知的障害を伴わない場合を「高機能自閉症」といいます。
社会福祉協議会	社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織で、社会福祉法に基づき設置されています。社会福祉協議会は、地域に暮らす住民のほか、民生委員・児童委員、社会福祉関係者、保健・医療・教育などの関係機関の参加・協力のもと、地域の住民が住み慣れたまちで安心して生活することができる地域づくりをめざした様々な活動を行っています。

障害者基本法	<p>障がい者の自立及び社会参加支援等のため、基本的理念、国・地方公共団体等の責務、施策の基本的事項を定めるとともに、施策を総合的計画的に推進し、障がい者の福祉を増進することを目的とする法律です。平成23年に障がい者の定義などが改正されました。</p>								
障害者虐待防止法	<p>「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成23年6月17日成立、平成24年10月1日施行）。主な内容は、障がい者虐待（1 養護者による虐待、2 障がい者福祉施設従事者等による虐待、3 使用者による虐待）と、虐待の行為（1 身体的虐待、2 性的虐待、3 心理的虐待、4 介護放棄、5 金銭搾取）を定義するとともに、障がい者の虐待禁止規定、障がい者虐待の早期発見の努力義務規定をおき、障がい者虐待防止に係る具体的な対応を定めたものです。なお、年齢により、18歳未満の場合は児童虐待防止法、65歳以上の場合は高齢者虐待防止法をそれぞれ適用することになっています。</p>								
障害者権利条約	<p>障がい者の人権や基本的自由の共有を確保し、障がい者固有の尊厳を尊重することを目的に、障がい者の権利を実現するための措置等が規定されたもので、2006年12月国連総会で採択されました。日本は、2007年に条約に署名しました。その後、2011年障害者基本法の改正、2012年障害者総合支援法の成立及び障害者虐待防止法の施行、2013年障害者差別解消法の成立、障害者雇用促進法の改正など、国内法が整備されたことに伴い、2014年に障害者権利条約を締結し、発効しました。この条約の締結により、国内において、障害者の権利の実現に向けた取組みが一層強化されることとなります。</p>								
障害者差別解消法	<p>障害者差別解消法は2013年に成立し、2016年4月から施行となりました。障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、行政機関及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置を定めることにより、差別の解消を推進し、全ての国民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としたものです。国及び地方公共団体や国民の責務を明らかにし、環境の整備を求めるものです。</p>								
障害支援区分	<p>障がい者サービスのうち、介護給付（居宅介護、短期入所、生活介護、療養介護、施設入所支援等）は、障害支援区分に応じて利用することが可能となります。障害支援区分は、障害の程度（重さ）ではなく、障がい者等の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものです。身体介護や日常生活における支援の状況、行動障害の状況等80項目について調査を行い、コンピューターによる一次判定を行い、支援区分認定審査会において審議します。</p>								
障害者総合支援法	<p>障がい者の地域生活と就労を進め自立を支援する観点から、障害者基本法の基本的理念に則り、福祉サービスや公費負担医療等について共通の制度で一元化するとともに、地域生活支援や就労支援等を定め、地域で安心して生活することができる社会の実現を目的とする法律です。障害者自立支援法の一部改正と法律の題名変更により平成24年から施行されました。</p>								
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="440 1599 563 1711">  </td> <td data-bbox="563 1599 1439 1711"> <p>【障がい者のための国際シンボルマーク】 全ての障がい者を対象としたもので、車いす利用者限定ではありません。障がい者が利用しやすい施設等を示すものです。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="440 1711 563 1823">  </td> <td data-bbox="563 1711 1439 1823"> <p>【身体障がい者標識】 運転手が肢体不自由者であることの表示です。このマークへの車両の無理な幅寄せや割り込み等は禁止されています。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="440 1823 563 1935">  </td> <td data-bbox="563 1823 1439 1935"> <p>【聴覚障がい者標識】 運転手が聴覚障がい者であることの表示です。このマークへの無理な幅寄せや割り込み等は禁止されています。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="440 1935 563 2056">  </td> <td data-bbox="563 1935 1439 2056"> <p>【聴覚障がい者シンボルマーク】 聴覚障がい者であることを示すマークです。表示時には、「大きな声ではっきり話す」「筆談をする」等の協力を求めるものです。</p> </td> </tr> </table>		<p>【障がい者のための国際シンボルマーク】 全ての障がい者を対象としたもので、車いす利用者限定ではありません。障がい者が利用しやすい施設等を示すものです。</p>		<p>【身体障がい者標識】 運転手が肢体不自由者であることの表示です。このマークへの車両の無理な幅寄せや割り込み等は禁止されています。</p>		<p>【聴覚障がい者標識】 運転手が聴覚障がい者であることの表示です。このマークへの無理な幅寄せや割り込み等は禁止されています。</p>		<p>【聴覚障がい者シンボルマーク】 聴覚障がい者であることを示すマークです。表示時には、「大きな声ではっきり話す」「筆談をする」等の協力を求めるものです。</p>
	<p>【障がい者のための国際シンボルマーク】 全ての障がい者を対象としたもので、車いす利用者限定ではありません。障がい者が利用しやすい施設等を示すものです。</p>								
	<p>【身体障がい者標識】 運転手が肢体不自由者であることの表示です。このマークへの車両の無理な幅寄せや割り込み等は禁止されています。</p>								
	<p>【聴覚障がい者標識】 運転手が聴覚障がい者であることの表示です。このマークへの無理な幅寄せや割り込み等は禁止されています。</p>								
	<p>【聴覚障がい者シンボルマーク】 聴覚障がい者であることを示すマークです。表示時には、「大きな声ではっきり話す」「筆談をする」等の協力を求めるものです。</p>								

障がい者マーク		【視覚障がい者を表示する国際マーク】 視覚障がい者の世界共通のマークです。こちらから「何かお手伝いしましょうか」と声掛けをお願いするものです。
		【ほじょ犬マーク】 身体障がい者補助犬同伴啓発のマークです。公共施設、交通機関、デパートやスーパー、レストラン等民間施設でも同伴できます。
		【オストメイトマーク】 人工肛門、人工膀胱を使用している方(オストメイト)のための施設があることを表示しています。
		【ハートプラスマーク】 身体内部(心臓、じん臓、直腸等)に障害がある方は、外見からわかりにくいいため、このマークを見たら配慮をお願いするものです。
		【ヘルプマーク】 義足や人工関節、内部障害や難病、妊娠初期の方は、外見からわかりにくいいため、このマークを見たら配慮をお願いするものです。
人権擁護委員	人権擁護委員法に基づき、法務大臣が委嘱する民間のボランティア(任期3年)で、全国の市町村に設置されています。委員は、地域において、住民の基本的人権が侵犯されることがないように監視し、もし侵犯された場合には、その救済のためにすみやかに適切な処置をとるなどの対応をはかったり、自由人権思想に関する啓発を行うなど人権擁護に必要な活動を行っています。	
身体障害者手帳	身体障害者福祉法に規定されている手帳です。視覚、聴覚、平衡機能、音声機能、言語機能又は咀嚼機能、肢体(上肢、下肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能)、内部障害(心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう又は直腸機能、小腸機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝機能)などに永続的な障害があり、身体障害者福祉法別表に定める身体障がい者等級表に該当する一定以上の障がい者に対して、申請に基づいて障害等級を認定し、法に定める身体障がい者として、都道府県知事が交付するものです。	
ストーマ	ストーマとは、様々な病気や障害などが原因で、腹壁に造られた便や尿の排泄口のことで、人工肛門や人工膀胱を言います。ストーマは、肛門や尿道口のように括約筋がないため、排泄を我慢することができません。また、便や尿を溜める働きもないため、腸内で消化吸収されるたび便が排泄されることとなります。そのため、ストーマ装具を用いて排泄の管理を行います。ストーマ装具は、皮膚保護材という直接皮膚に貼りつく板と便を受け止める袋で作られています。袋に排泄物が溜まる度にトイレで出します。ストーマを持っている人を「オストメイト」と呼びます。	
成果指標	事業評価等においては、事業の成果を出来る限り、数値により説明することとしています。この数値による説明を「指標」と呼びます。成果指標とは、事業本来の目的に対する成果を現そうとするものです。活動を行い、どうなったかの結果について示します。	
精神障害者保健福祉手帳	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定されている手帳です。精神障がい者の社会復帰、自立と社会参加の促進を目的として、精神疾患(統合失調症、躁鬱病、非定型精神病、てんかん、中毒精神病、器質精神病、その他の精神疾患)を有する方のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約があり、判定基準に該当する一定以上の障がい者に対して、法に定める精神障がい者として都道府県知事が交付するものです。日常生活への支障の程度によって、1級から3級までの等級があります。	

成年後見制度	平成11年12月の民法の一部改正により規定されたものです。認知症高齢者、知的障害、精神障害などにより、判断能力が不十分な方が、財産管理や日常生活での契約などを行うときに、判断が難しく不利益を受けたり、悪質商法の被害者となることを防ぎ、権利と財産を守る支援（財産管理、身上監護）をする制度です。家庭裁判所の審判による「法定後見」と、本人が判断能力が十分なうちに候補者と契約をしておく「任意後見」があります。「法定後見」は、本人の判断能力の程度により「後見」「保佐」「補助」の3類型があり、「代理権」（利用者本人に代わって契約等の法律行為を行う）、「同意権」（本人の行為について同意する）、「取消権」（本人のみで行った不利益な契約などの行為を取り消す）の及ぶ範囲が異なります。
相談支援専門員	障害者総合支援法に基づく障がい者サービスを利用する場合には、平成27年度から、相談支援事業所の相談支援専門員が利用者本人及び家族等の意向を十分に把握した上でサービス利用計画を立案し、市に提出してもらうことが必要となっています。相談支援専門員は、社会福祉士、精神保健福祉士等一定の資格と実務経験を有し、障害特性や障がい者の生活実態に関する詳細な知識と経験を持つ専門員で、県が実施する相談支援従事者研修（初任者・実務者）を終了した方となります。
た行	
地域活動支援センター	障害者総合支援法第77条に基づき、障がい者等が通所して創作的活動又は生産活動の機会の提供や、社会との交流の促進等を図るためのセンターです。射水市では、4ヶ所の地域活動支援センター【あいネットいみず（七美）、ふらっと（太閤町）、つどい（三ヶ）、むげん（棚田）】に委託しており、社会福祉士、精神保健福祉士等の専門職を配置し、障がい者の日中活動の機会の場の提供や、障がい者理解促進のため、地域との連携を図っています。
地域生活支援事業	障害者総合支援法第77条及び第78条に基づき、市町村が実施する事業です。障がい者や障がい児が個人の尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業を計画的に実施し、障がい者の福祉の増進を図るとともに、安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指すものです。
な行	
難病	難病とは、原因が不明で、治療方針も未確定であり、後遺症を残す恐れが少ない病気で、慢性的な経過をたどり、本人及び家族の経済的、身体的、精神的負担が大きい疾患とされています。障害者総合支援法の対象となる疾病361となっています。（令和元年7月1日から適用）
ネブライザー	ネブライザーとは、薬を霧状にして、鼻や口から吸いこむための霧状にさせる機械のことです。肺疾患などのための痰を柔らかくする薬や、気管支を拡張させる薬等気管支や肺へ直接作用させる薬を霧状にして、粒子を小さくすることで、直接細かい粒子の薬を吸い込み肺胞まで届くようにするものです。現在は、超音波方式や振動式等があります。

<p>は行</p> <p>発達障害</p>	<p>発達障害者支援法(平成16年法律第167号)において、「発達障害」が規定されています。この法律における「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害(ADHD)その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものとなっています。</p> <p>自閉症には、3つの特徴(①社会性の障害、②コミュニケーションの障害、③こだわりが強く興味や行動が極めて限られている障害)の組み合わせとして診断されます。自閉症スペクトラムは、自閉症、アスペルガー症候群、その周辺にあるどちらの定義も厳密には満たさない一群を加えた比較的広い概念となります。典型的な自閉症からアスペルガー症候群、重度の知的障害を伴う例から、知的な遅れが伴わない例まで連続した一続きとみなすものです。</p> <p>学習障害は、全般的な知的発達の遅れがないにも関わらず、文字や文章を読むこと、書くこと、計算することなど特定の課題、あるいは双方に困難を示す場合を言います。これらは、勉強不足からくるものではなく、視空間認知(物の見え方が違う)の障害からくるのではないかとされています。</p> <p>注意欠陥多動性障害(ADHD)は、注意が散漫で気が散りやすい「不注意」や、じっとしていられないという「多動」、何か思いつくと後先考えず行動してしまう「衝動性」などが特徴となります。</p>
<p>パブリックコメント</p>	<p>「意見公募手続き」のことで、行政機関が政策の立案などを行う際、その案を公表し、これに対して広く市民から意見を募る方法です。射水市パブリックコメント手続に関する要綱に基づいて、実施しています。</p>
<p>バリアフリー</p>	<p>障がい者が、社会生活をしていく上で、障壁(バリア)となるものを除去するという意味です。以前は、物理的な障壁の除去という意味合いが強かったのですが、現在は、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な障壁の除去という意味で用いられています。</p>
<p>避難行動要支援者支援制度</p>	<p>災害対策基本法の改正により、「災害時要援護者」から「避難行動要支援者」と名称変更になりました。「避難行動要支援者」とは、災害が発生し、又は災害発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な方で、迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する方をいいます。避難行動等に支援が必要と思われる方を事前に把握し、避難行動要支援者台帳を作成し、自主防災組織の代表や、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、消防本部などに情報提供し、災害が発生したときの支援に役立てるとともに、普段から要支援者を見守る地域づくりを目指すものです。65歳以上のひとり暮らし高齢者や、高齢者のみの世帯、障がい者のみの世帯のうち、介護保険要介護1以上の方、身体障害者手帳1,2級の方、療育手帳Aの方、日常的に支援を受けている方、避難行動等に困難が生じる方、その他支援が必要と思われる方などが対象となります。</p>
<p>ペアレントトレーニング(ペアトレ)</p>	<p>発達障がい児者支援施策における家族支援の一つです。環境調整や子どもへの肯定的な働きかけを学び、保護者や養育者の関わり方、心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動の促進と不適切な行動の改善を目的としたプログラムです。</p> <p>発達障害のある子どもを育てた経験のある親で、同じ親の立場で相談相手になれる人をペアレント・メンターといます。</p>

ら行	
療育手帳	<p>厚生省通知「療育手帳制度について」、富山県療育手帳交付要綱に規定されている手帳です。知的な障害があり、上記要綱に定める基準に該当する一定以上の障がい児・者に対して、申請に基づいて障害程度を認定し、要綱に定める知的障がい児・者として、都道府県知事が交付するものです。IQがおおむね35以下で療育手帳A、おおむね75以下で療育手帳Bとなります。</p>

第6期射水市障害福祉計画

発行日:令和 年 月

発行:射水市

編集:射水市福祉保健部社会福祉課

T E L : 0766-51-6626

F A X : 0766-51-6658

E-mail:fukushi@city.imizu.lg.jp